




平成30年度

沖縄県中小企業支援計画

沖縄県商工労働部

平成30年度 沖縄県中小企業支援計画 目 次

	頁
沖縄県中小企業支援計画について	1
中小企業振興会議について	4
中小企業支援計画における事業の概要	5
(1) 経営革新の促進	
 ◆中小企業向けの直接支援◆	頁
1 中小企業経営革新強化支援事業	6
2 県産品拡大展開総合支援事業	7
3 沖縄国際物流ハブ活用推進事業	8
4 新製品等開発成果展開事業	9
5 県産工業製品海外販路開拓事業	10
6 沖縄アジアITビジネス活性化推進事業(他産業連携クラウド環境促進事業)	11
7 沖縄アジアITビジネス活性化推進事業(アジアITビジネス展開支援事業)	12
 ◆融資事業◆	頁
8 県単融資事業(ベンチャー支援資金)	13
9 県単融資事業(経営振興資金)	14
 ◆企業活動を側方支援する事業◆	頁
10 沖縄特区・税制等利活用促進事業	15
11 知的財産活用促進支援事業	16
12 産業まつり推進事業	17
13 Eコマース人材育成・商圈拡大支援事業	18
14 全国特産品物流拠点化推進事業	19
15 海外事務所等管理運営事業	20
16 物流高度化推進事業	21
17 製造業県内発注促進事業	22
18 戦略的製品開発支援事業	23
19 ものづくり基盤技術強化支援事業	24
20 企業連携共同研究開発支援事業	25
(2) 創業の促進	
 ◆中小企業向けの直接支援◆	頁
1 創業者等支援診断助言事業	26
2 ベンチャー企業スタートアップ支援事業	27
 ◆融資事業◆	頁
3 県単融資事業(創業者支援資金)	28



(3) 経営基盤の強化

◆中小企業向けの直接支援◆

	頁
New! 1 生涯現役スキル活用型雇用推進事業	29
New! 2 正社員雇用拡大助成金事業	30
3 正規雇用化企業応援事業	31
New! 4 グローバル産業人材育成事業	32
5 正規雇用化サポート事業	33
6 小規模事業者等持続化支援事業	34
7 地域ビジネス力育成強化事業	35
8 中小企業課題解決プロジェクト推進事業	36
9 沖縄ものづくり振興ファンド事業	37
10 県単融資事業（利子補給事業）	38
11 地域商業活性化支援事業	39



◆融資事業◆

	頁
12 県単融資事業（雇用創出促進資金）	40
13 機械類貸与制度原資貸付事業	41
14 県単融資事業（組織強化育成資金）	42



◆企業活動を側方支援する事業◆

	頁
15 中小企業総合支援事業（中小企業支援センター）	43
16 組織化指導事業（沖縄県中小企業団体中央会）	44
17 小規模事業経営支援事業（各商工会・商工会議所）	45
18 沖縄雇用・経営基盤強化事業（各商工会・商工会議所）	46
19 沖縄型総合就業支援拠点形成事業（グッジョブセンターおきなわ）	47
20 事業者向け雇用支援事業（グッジョブセンターおきなわ内）	48
21 工業技術支援事業（沖縄県工業技術センター）	49
22 アジア・ビジネス・ネットワーク事業	50
23 U・Iターン技術者確保支援事業	51
24 アジアIT人材交流促進事業	52
25 非正規労働者処遇改善事業	53
26 ワーク・ライフ・バランス推進事業	54
27 IT人材高度化支援事業	55
28 県内企業雇用環境改善支援事業	56
29 県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針	57
30 おきなわ企業魅力発見事業	58
31 未来のIT人材創出促進事業	59
32 中小企業総合支援事業（中小企業振興会議）	60



(4) 資金調達の日滑化

◆融資事業◆

1 県単融資事業（短期運転資金、小規模企業対策資金、小口零細企業資金等）	61
2 県単融資事業（資金繰り日滑化借換資金）	62



◆企業活動を側方支援する事業◆

3 県単融資事業（沖縄県信用保証協会に対する補助）	63
---------------------------	----



(5) 環境変化への適応の日滑化

◆融資事業◆

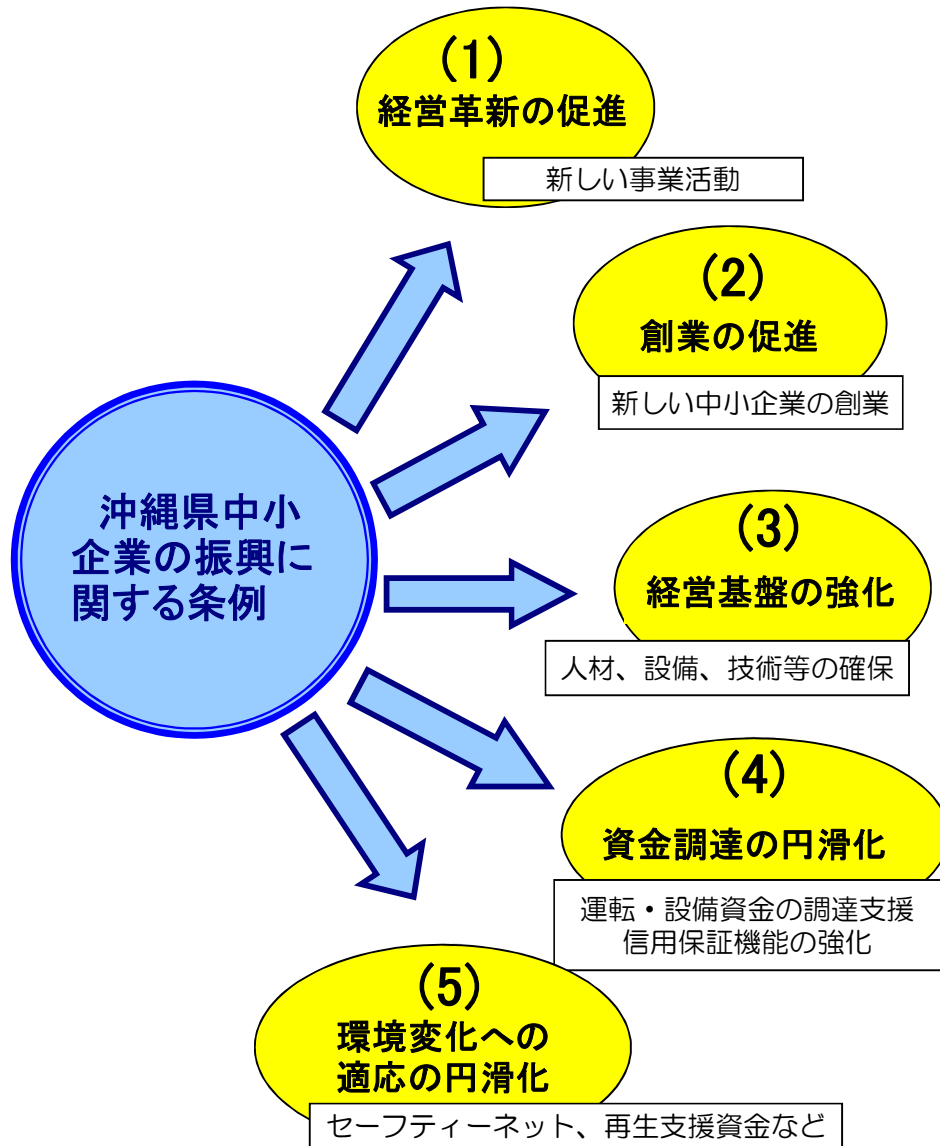
1 県単融資事業（中小企業セーフティーネット資金）	64
2 県単融資事業（中小企業再生支援資金）	65
3 県単融資事業（新事業分野進出資金）	66

沖縄県中小企業の振興に関する条例本文	67
--------------------	----

「沖縄県中小企業支援計画」は、中小企業の皆さまに、沖縄県の中小企業支援のための事業を効果的にご利用頂くため、「沖縄県の中小企業の振興に関する条例（以下「条例」とする）第6条に掲げる5つの基本方針を踏まえた体系に整理するとともに、各体系ごとの活用方法により3分類に区分しました。

これにより、今年度の県予算事業がどの体系・活用分類に配分されているのかわかりやすく表示しています。また、中小企業の皆さまがどの支援団体に経営課題等を相談したらよいのか把握できるよう、問い合わせ先を記載するなど、整理しました。

5つの基本方針(条例第6条に規定する体系)による分類



△条例の基本理念を実現するため、県が取り組む基本方針を大きく5つに分けて施策の体系を整理しています。

(1) 経営革新の促進

条例第6条第1号に規定する「中小企業者の経営の革新の促進を図ること」に基づき、県が、中小企業者が経営の相当程度の向上を目指して新しい事業活動に取り組むことを支援する施策です。

<取組事例>

- 売上を増やすため、新たな製品、サービスの開発や提供、新たな販売方式を導入したい。
- 売上を維持しながら、利益を増やすため、新たな生産方式の導入による生産コストの削減、ITを活用するなど、新たな経営管理方式の導入による管理コストを削減したい。

(2) 創業の促進

条例第6条第2号に規定する「中小企業の創業の促進を図ること」に基づき、県が、新規企業・事業の創業により、県内経済や県民生活に新たな価値が創造されることを支援する施策です。

<取組事例>

- 創業にあたり、販売しようとする商品自体の品質の向上を図りたい。
- 創業にあたり、市場の動向などの情報を基に的確な事業計画を作成し、資金を調達したい。

(3) 経営基盤の強化

条例第6条第3号に規定する「中小企業の経営基盤の強化を図ること」に基づき、県が、中小企業の経営基盤が強化されることにより、その経営の向上を図られることを支援する施策です。

経営基盤の強化を図るためには、人材や設備、技術などといった経営資源を確保したり、仕入先や販売先の安定確保のために良好な取引関係を維持する取組などが想定されます。

<取組事例>

- 人材の育成・確保を促進する施策として、
 - △企業内の人材育成を図るための支援メニューを活用したい。
 - △雇用の確保に必要な資金の融資を受けたい。
- 生産活動に必要な機械・設備などの確保を促進する施策として、
 - △機械や設備を導入するために、リースや割賦販売を検討している。
 - △設備投資に必要な資金の融資を受けたい。
- その他の施策として、
 - △小規模零細規模の不利性を克服するために組織化を図りたい。
 - △経営資源を確保するにあたり、情報の提供やアドバイスを受けたい。

(4) 資金調達の円滑化

条例第6条第4号に規定する「中小企業者の資金調達の円滑化を図ること」に基づき、県が、経営革新、創業、経営基盤の強化に関する中小企業の努力に共通して必要となる、中小企業者の資金調達を円滑化することを支援する施策です。

<取組事例>

- 当面の運転資金が必要であるため、資金を調達したい。

(5) 環境変化への適応の円滑化

条例第6条第5号に規定する「経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること」に基づき、県が、災害、原料価格高騰、取引先の倒産等、経済的社会的な環境が急激に変化した場合に、中小企業者の適応を円滑化することを支援する施策です。

<取組事例>

- 取引先企業の倒産により債権が回収できず、資金繰りが厳しくなっているため、緊急的に資金が必要となっている。
- 過剰債務を抱え経営不振に陥っており、企業再生に向けた資金を調達したい。

活用方法でみた3分類



◆中小企業向けの直接支援(補助・コンサル・コーディネート)◆

中小企業者等が直接補助を受けたり、専門家の個別支援を受けられる事業です。



◆融資事業(県単融資・リース・貸与)◆

県の公的資金を県内地域金融機関を通して中小企業者に融資する事業(県単融資事業)です。また、(公財)沖縄県産業振興公社における機械類の貸与事業もあります。



◆企業活動を側方支援する事業(情報提供、相談対応、間接支援)◆

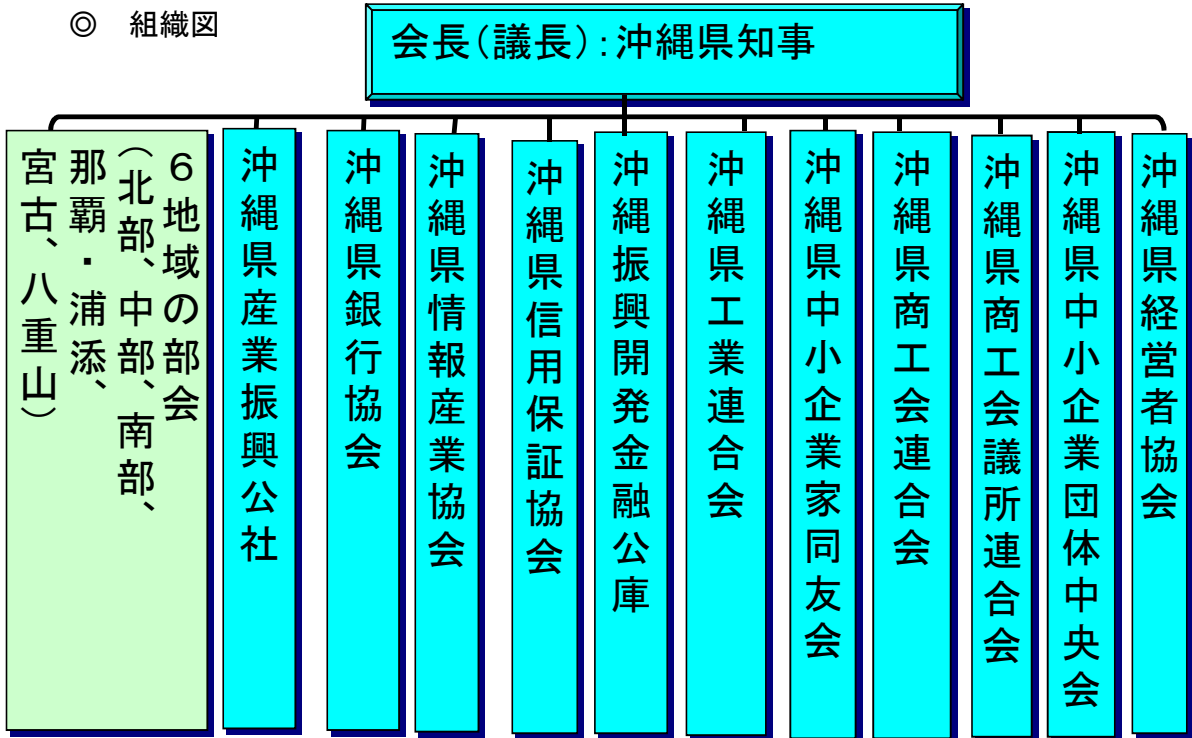
中小企業を支援する団体等の運営費や、情報提供、相談対応等に係る経費です。

中小企業の経営支援や知的財産活用、情報化促進等、側方支援体制を整えることで、間接的に中小企業を支援します。また、他にも保証料低減や中小企業の負担軽減を図り、施策を利用しやすくしている事業もあります。

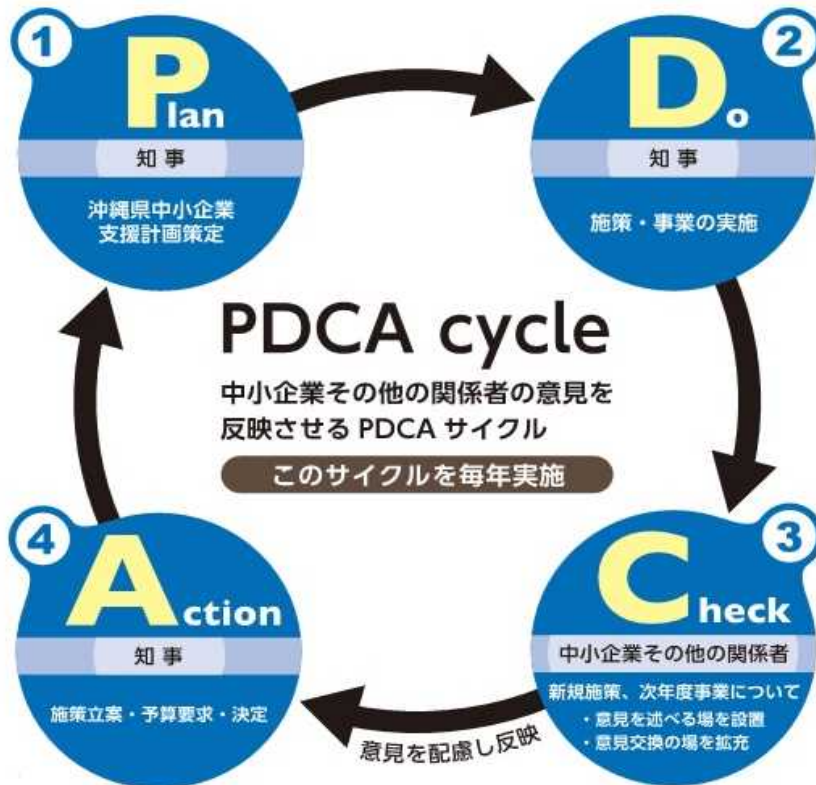
中小企業振興会議について

条例第7条の規定に基づき、沖縄県の中小企業振興施策に対する意見・提言を行う場です。

◎ 組織図



◎ 中小企業振興会議が果たしていく役割（PDCAサイクルの確立）



中小企業支援計画における事業の概要(当初予算による比較)

◆ 中小企業施策に関する事業費及び事業数

	平成30年度	平成29年度	比較増減
当初予算額(千円)	10,199,419	10,656,303	△ 456,884
総事業数	61	63	△ 2
うち、新規事業数	(3)	(7)	(△ 4)
うち、継続事業数	(58)	(56)	(2)

◆ うち、融資事業に係る事業費

	平成30年度	平成29年度	比較増減
当初予算額(千円)	6,050,000	5,926,762	123,238
融資事業総事業数	11	11	0
うち、新規事業数	(0)	(0)	(0)
うち、継続事業数	(11)	(11)	(0)

◆ うち、融資事業以外の事業費

	平成30年度	平成29年度	比較増減
当初予算額(千円)	4,149,419	4,729,541	△ 580,122
事業総数	50	52	△ 2
うち、新規事業数	(3)	(7)	(△ 4)
うち、継続事業数	(47)	(45)	(2)



(1) - 1 中小企業経営革新強化支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 18,700千円 (平成29年度 20,549千円)

3. 事業の概要

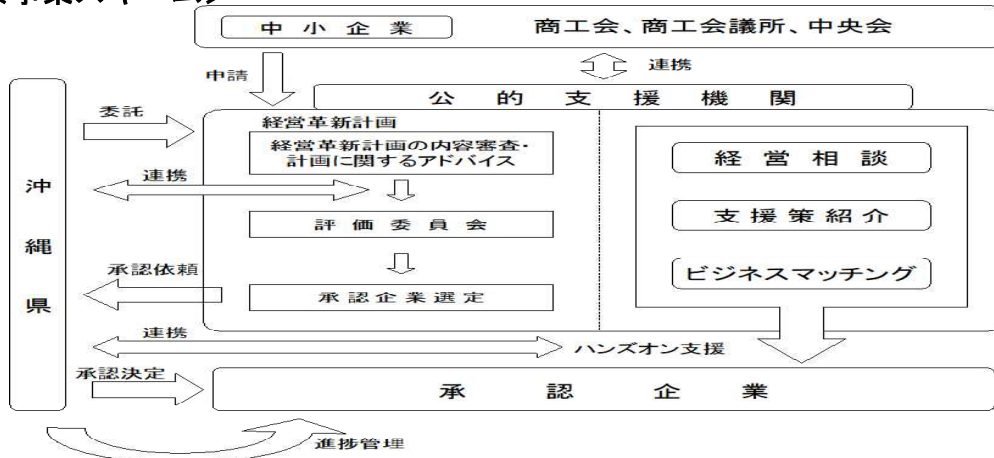
(1) 目的

著しく変化する経営環境に即応して新商品開発や新サービスの提供など、中小企業の新たな取り組み(経営革新)を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、地域産業の発展に資することを目的とする。

(2) 内容

新商品の開発や新たなサービスの提供など企業の新たな取り組みを経営革新計画として承認し支援する制度である。企業においては、経営革新計画の承認を受けることにより、ハンズオン支援、専門家の派遣、沖縄産業まつりにおける経営革新展への出展、低利融資制度等の支援措置の利用が可能となる。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
経営革新計画承認件数		27件	39件	48件	439件

5. 推進上の留意点

経営革新計画制度の周知を図るため、商工会、市町村等の担当者及び中小企業に対し、広報活動を行う。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

事業の周知と、経営革新承認企業の計画の達成度を高めるために、経営専門相談員によるハンズオン支援を強化する。

7. 今後の事業展開の方向性

地域を支える中小企業が社会の変化や多様なニーズに対応し、着実に成長発展が遂げられるよう、自助努力と創意工夫による新たな取組を支援する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

国では、平成30年度通常国会提出予定の「生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)」に基づく施策の中で、経営革新計画が承認された事業者に対して、一定の要件を満たす場合に、国の「ものづくり補助金」の補助率を1/2から2/3へ拡充する予定となっている。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(1) - 2 県産品拡大展開総合支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 132,849千円 (平成29年度 193,008千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

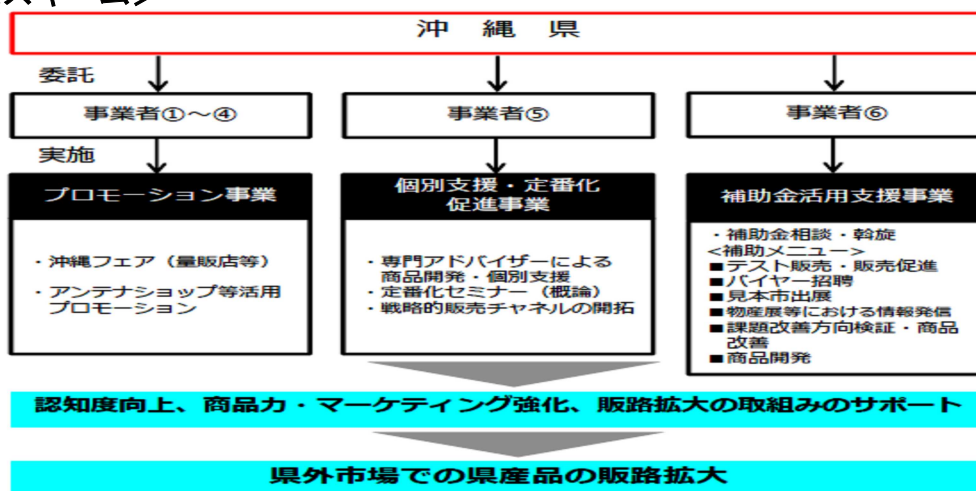
(1) 目的

県産品の県外市場への販路拡大を促進し、本県製造業の振興及び経済の活性化を図る。

(2) 内容

県産品の商品特性の浸透を図るためのプロモーションや、県外定番化のためのマーケティングセミナー、ビジネスマッチングを展開するほか、マーケティング専門アドバイザー等を設置し県内事業者への指導・助言を行う等、県産品の販路拡大の総合的な支援を行う。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	累計回数
沖縄フェア開催数	7	9	16	20	32	84
セミナー受講企業数		22	10	11	10	53
補助金活用件数 (のべ申請件数)		79	162	194	198	633

5. 推進上の留意点

県外への販路拡大を推進するためには、生産側の視点だけではなく、県外市場（消費者、卸売業者、小売店等）のニーズを把握し、これに合った商品開発が求められるが、県内では零細企業が多く、マーケティング力が脆弱な企業が多いため、総合的な販路拡大支援を行う必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

専門アドバイザーによる商品開発支援件数を拡大し、県内企業の商品開発力及びマーケティング力の向上を図る。

7. 今後の事業展開の方向性

沖縄フェアなどの県産品プロモーションのほか、商品開発力とマーケティング力の向上に引き続き取り組む。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

市町村や中小機構など、販路拡大、商品開発に関する事業は多岐に渡っており、それらの事業との連携、情報共有が必要である。

【問い合わせ先】 アジア経済戦略課 販路開拓班
 TEL：098-866-2340 FAX：098-866-2526 E-mail：aa050075@pref.okinawa.lg.jp



(1) - 3 沖縄国際物流ハブ活用推進事業

2. 予算措置状況 平成30年度 274,257千円 (平成29年度 388,006千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

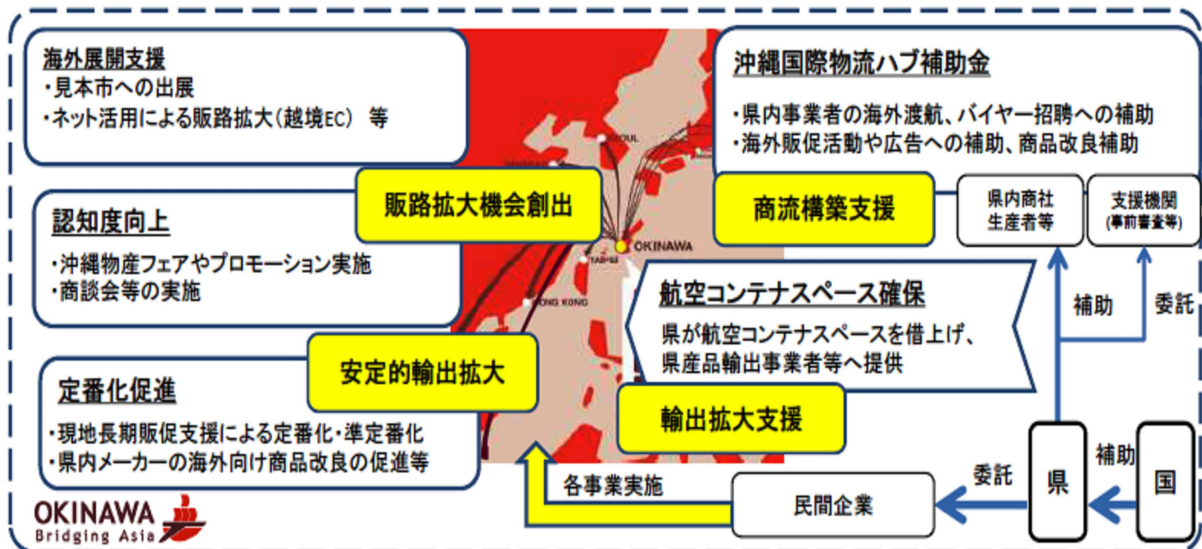
(1) 目的

沖縄国際物流ハブ機能を活用し、県産品の海外販路拡大を促進することで、物流産業と製造業の活性化による産業振興を図る。

(2) 内容

県産品の海外販路拡大を図るため、県内事業者等の行う商流構築及び物流支援を行い、県産品の輸出拡大に繋げる。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

航空コンテナスペース確保事業を活用した沖縄からの輸出量が、事業開始前の月平均(0.4トン)に比べて平成29年度は68.8トン(約172倍)に増加し、前年度の42.5トン(約106倍)を上回る利用実績となるなど、県産品販路拡大が進展している。

また、コンテナの利用台数は、平成28年度の803台から平成29年度は1,045台と増加している。

5. 推進上の留意点

県産品輸出拡大に当たっては、その供給力にも留意することが不可欠である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

「長寿の島沖縄」をテーマとしてブランド化を推進するとともに、県産品の特性に合わせた認知度向上や定番化促進に取り組むことで、更なる販路拡大に繋げる。

7. 今後の事業展開の方向性

量的な拡大に加えて、高付加価値化による輸出「額」の拡大も進める。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

農林水産省が食品等の輸出額を1兆円まで拡大する目標を掲げて施策を推進しており、同施策に関連する事業との連携や情報共有を図っていく。

【問い合わせ先】 アジア経済戦略課 販路開拓班
 TEL：098-866-2340 FAX：098-866-2526 E-mail：aa050075@pref.okinawa.lg.jp



(1) - 4 新製品等開発成果展開事業

2. 予算措置状況 平成30年度 20,000千円 (平成29年度 20,000千円)
 ※地方創生推進交付金

3. 事業の概要

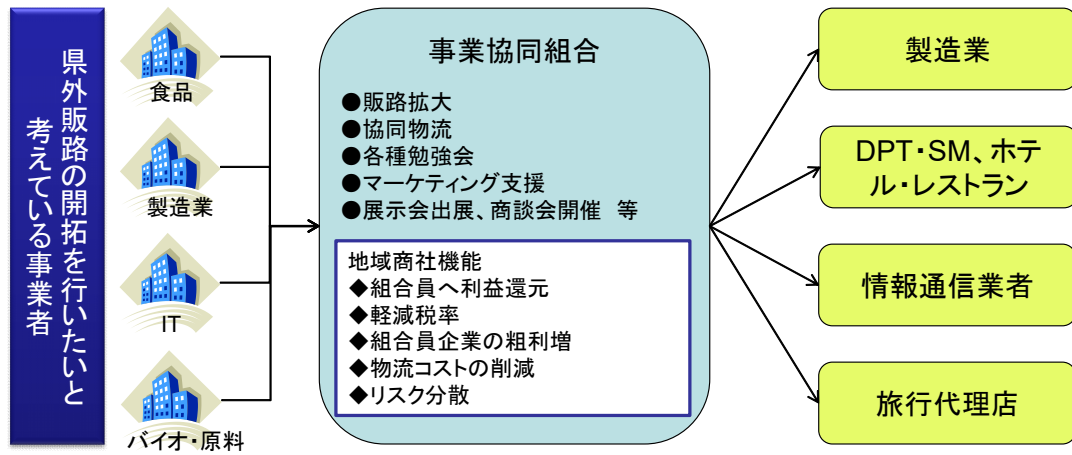
(1) 目的

県内中小企業者の新製品・新サービス等の持続的・自発的な販路拡大を図る。

(2) 内容

異業種の事業者で協議会を構成し、コーディネーターの支援のもと県外展示会への出展を協同で行う。また、将来的に協議会参加事業者の組織化（事業協同組合等の設立）を支援する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

運営会議開催 3回 (H29. 9月、H30. 1月、H30. 3月)
 県外出店 4回参加 (H29. 9月、H30. 1月、H30. 2月、H30. 3月)

5. 推進上の留意点

異業種の事業者で構成する協議会が、協同で県外販路の開拓や課題克服に当たることによって一体感を醸成できるかが重要である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

協議会参加事業者の一体感を醸成が重要である。

7. 今後の事業展開の方向性

県外販路開拓における課題に協同で対応するプラットフォームとして、有望な新製品等を有する中小事業者等で構成する協議会を組成することで、将来的に異業種による県内初の事業協同組合の設立へと繋げ、多種多様な業種の企業が参加できる受け皿の事業体として発展させる。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

先駆的・優良事例として、関西にて設立された「関西・食・輸出推進事業協同組合」がある。同組合は、近畿農政局主催のセミナーへの参加をきっかけとして、有志により平成25年8月に4社で設立された輸出を目的とする異業種組合で、現在では大きく拡大している。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(1) - 5 県産工業製品海外販路開拓事業

2. 予算措置状況 平成30年度 59,227千円 (平成29年度 89,422千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

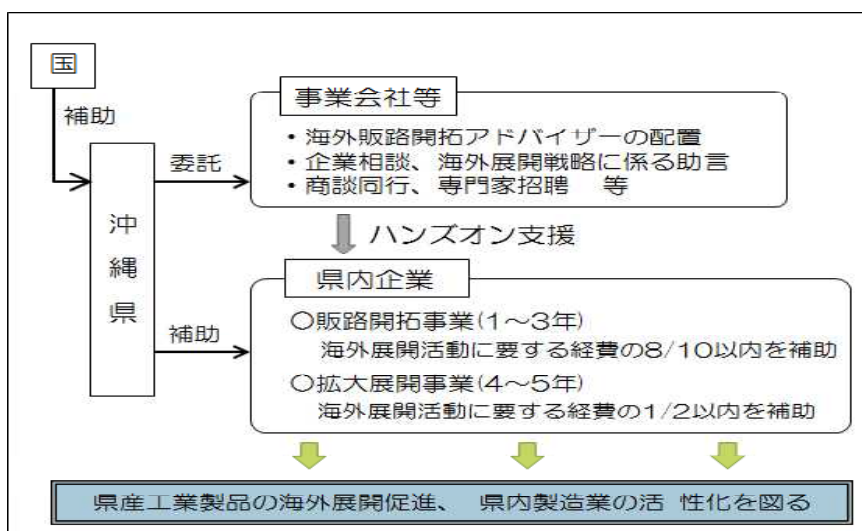
(1) 目的

県産工業製品の海外展開について、製品の特性や流通の特徴に応じた総合的な施策展開を実施し海外展開を促進することで、ものづくり産業を移出型産業として成長させ、本県経済の牽引役として県内製造業の活性化を図る。

(2) 内容

- ① 委託事業により海外販路開拓アドバイザーを配置し、支援企業への助言・商談同行等を実施することにより、海外展開を推進する。
- ② 補助事業により県内ものづくり企業の海外展開を促進させるため、見本市への出展、ビジネスマッチング、海外営業活動等の支援を行う。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

平成29年度は、13件の県内ものづくり企業に対し、見本市出展や海外営業活動、フィージビリティスタディー(実行可能性調査)等に必要経費に対する補助を行い、海外展開の促進を図った。

5. 推進上の留意点

なし

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

専門コーディネーターによるハンズオン支援(経営面のきめ細やかな助言等)を積極的に行い、県内ものづくり企業の海外展開の促進を図る。

7. 今後の事業展開の方向性

県内ものづくり企業における海外展開の促進を図るため、継続した支援を実施するとともに、新たに海外展開を行う企業の掘り起こしを行う。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化等、政府の施策により、日本経済の更なるグローバル化が促進されている状況にある。

【問い合わせ先】 ものづくり振興課 製造産業班
 TEL: 098-866-2337 FAX: 098-866-2447 E-mail: aa055301@pref.okinawa.lg.jp



**(1) - 6 アジアITビジネス活性化推進事業
(他産業連携クラウド環境促進事業)**

2. 予算措置状況 平成30年度 58,046千円 (平成29年度 101,317千円)
※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

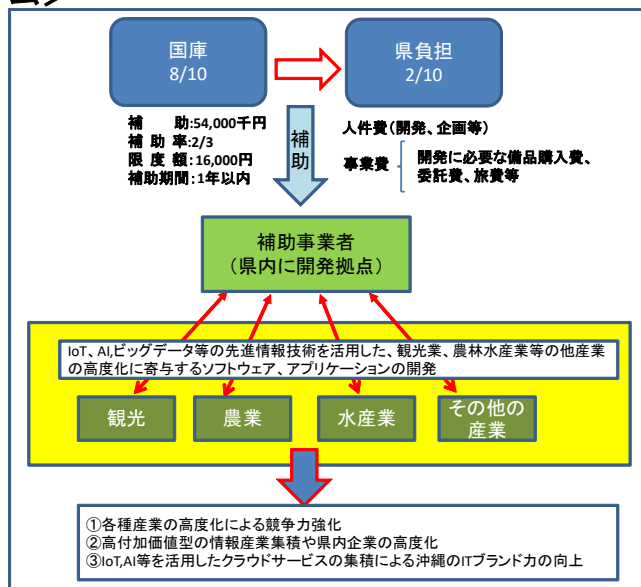
(1) 目的

県内データセンター等を活用し、観光産業、医療産業、農林水産業等と連携・協働した新たなサービスを開発する取組に支援することで、他産業の高度化、効率化を図り、本県IT産業の国際競争力強化に寄与する。

(2) 内容

クラウドコンピューティング、IoT、AI、ビッグデータ・オープンデータ等の解析技術を活用し、情報通信関連産業と他産業が連携するシステムやソフトウェア、アプリケーション等の開発を支援する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

情報通信関連産業と他産業が連携したモデル事業5件 (スポーツ施設管理1件、人材管理1件、インフラ管理1件、医療産業1件、地図情報1件) を採択し、開発等を支援した。

5. 推進上の留意点

本事業の内容について、各セミナーやイベント等において積極的にPRを行うとともに、IT関連団体等と協力し本事業の活用を呼びかける。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

IOTやAI、ビッグデータ・オープンデータ等の解析技術を活用する開発を支援対象とする。

7. 今後の事業展開の方向性

引き続き、情報通信関連産業と観光産業、医療産業、農林水産業等の他産業が連携し、各産業の高度化、国際競争力の強化を図る。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】情報産業振興課 情報・金融産業振興班
TEL : 098-866-2503 FAX : 098-866-2455 E-mail : aa058100@pref.okinawa.lg.jp



**(1) - 7 アジアITビジネス活性化推進事業
(アジアITビジネスモデル事業)**

2. 予算措置状況 平成30年度 42,034千円 (平成29年度 101,317千円)
※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

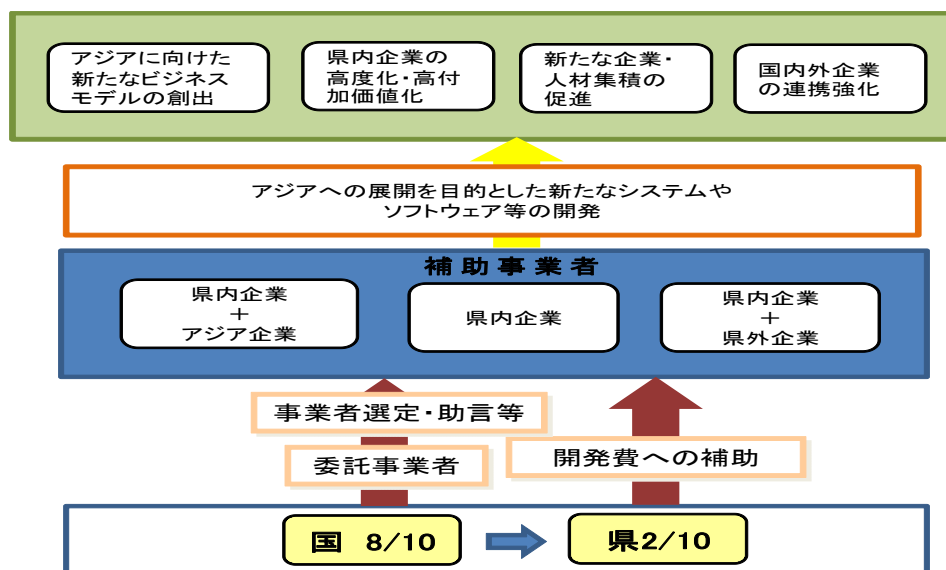
(1) 目的

県内IT企業が実施するアジア向けのシステム開発やプロモーション活動等を支援することで、県内企業の国内・アジア地域への新たなビジネス展開を促進し、本県IT産業の国際競争力強化に寄与する。

(2) 内容

アジア地域を始めとする海外展開や国内市場の新規開拓に向けたソフトウェア等の製品開発、プロモーション活動等を実施する事業者を支援する。

＜事業スキーム＞



4. 平成29年度の実施状況

ミャンマーに展開する、画像診断システム、診療費・処方箋管理システムの開発やマレーシア、台湾に展開するパッケージソフトのローカライズを支援した。

5. 推進上の留意点

沖縄とアジアを直結する新たな国際海底ケーブル等の沖縄のIT環境をPRし、県内IT企業のアジア展開やアジア企業の県内立地を促進する必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

本事業の内容について、各セミナーやイベント等において積極的にPRを行うとともに、IT関連団体等と協力し本事業の活用を呼びかける。

7. 今後の事業展開の方向性

県内IT企業のアジアを始めとする海外・国内双方向ビジネスを支援することで、県内企業の高度化・高付加価値化を図る。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】情報産業振興課 情報・金融産業振興班
TEL：098-866-2503 FAX：098-866-2455 E-mail：aa058100@pref.okinawa.lg.jp

(1) - 8 県融資制度 (ベンチャー支援資金)

2. 予算措置状況 平成30年度 60,000千円 (平成29年度 80,000千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

経営革新等の促進を図るため、ベンチャービジネスを展開する中小企業者、協同組合等を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金を融資する。

<事業スキーム>

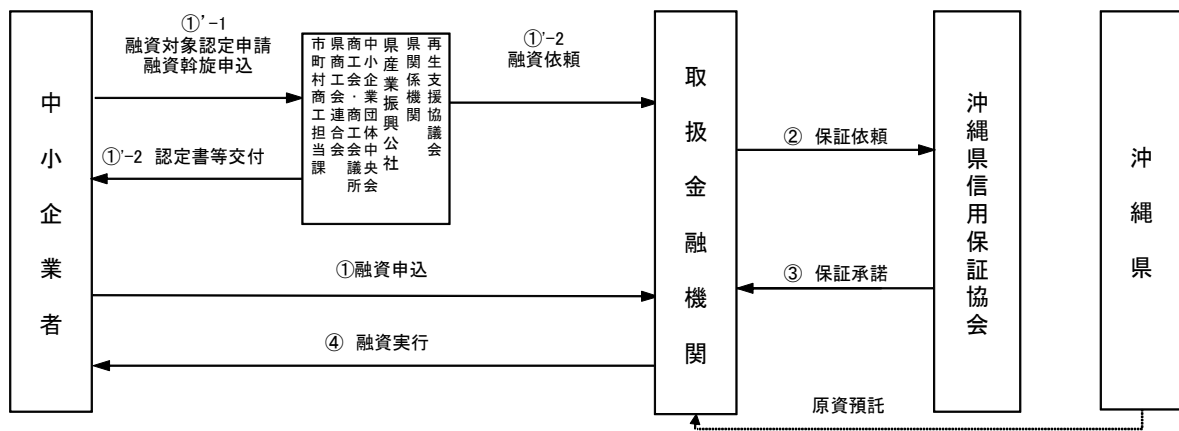


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H12)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数 (件)		2	9	7	46
金額 (千円)		22,000	109,400	71,000	608,400

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

金利引き下げ (1.70%→1.50%)

中小企業等経営力強化法に基づく経営力向上計画の認定事業者を融資対象に追加。

7. 今後の事業展開の方向性

一括交付金の活用により、ベンチャー企業を支援するための様々な補助事業が創設されていることから、当該資金においてもこれらの補助事業とタイアップした制度設計を進めていきたい。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

国においても、ものづくり補助金や戦略的基盤技術高度化支援事業 (通称：サポイン事業) 等、製品開発に係る様々な支援策を設けている。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
 TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

(1) - 9 県融資制度 (経営振興資金)

2. 予算措置状況 平成30年度 640,000千円 (平成29年度 600,000千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等を対象に、金融機関と協調して資金を融資する。

<事業スキーム>

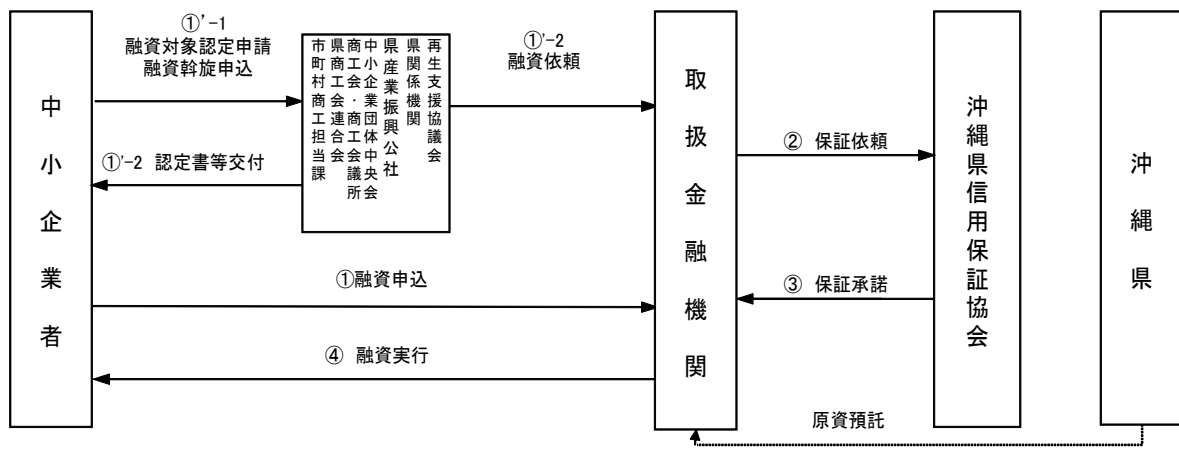


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(S48)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数 (件)		153	140	176	3,463
金額 (千円)		1,665,500	1,598,250	1,995,620	31,400,878

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

金利引き下げ (2.15%→2.10%)

7. 今後の事業展開の方向性

当該資金は、事業資金を必要とする中小企業者が幅広く活用できる汎用資金として、融資実績が増加傾向にある。今後とも、支援機関向けの「融資制度の手引き」の改訂版を作成して配布するなど、制度の利便性向上に努める。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(1) -10 沖縄特区・地域税制等活用促進事業

2. 予算措置状況 平成30年度 31,070千円(※関係3部局にて予算措置)
(平成29年度 30,751千円)

3. 事業の概要

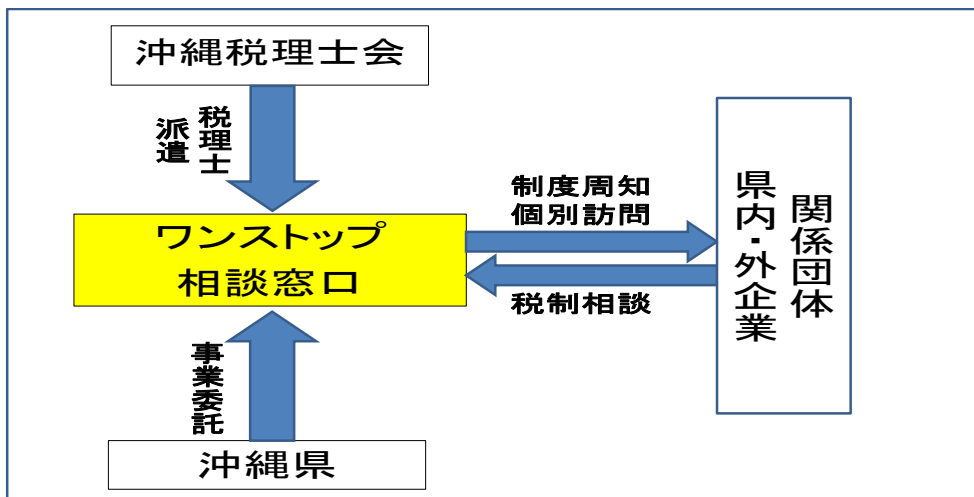
(1) 目的

沖縄だけに認められている沖縄特区・地域税制について、相談窓口の設置や企業等へのPRなどを行うことにより、税制の利活用を促進し、更なる企業集積及び産業の高度化等を図る。

(2) 内容

沖縄特区・地域税制に関する相談への対応や必要な手続きの支援等を行う「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」を設置するとともに、県内企業への普及啓発及び戸別訪問を行い、制度活用の相談及び計画の作成支援等を行う。

＜事業スキーム＞



4. 平成29年度の実施状況

沖縄特区税制の相談窓口を設置し、関係団体の事業説明会への参加や企業の個別訪問等による制度の普及啓発を行った。また、税制優遇措置に係る県知事認定申請の作成支援等を実施し、税制優遇措置の活用促進に向けた取組みを行った。

5. 推進上の留意点

企業の制度活用を促すためには、企業に具体的なメリットや活用手順等を十分に理解してもらう必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

平成30年度は、沖縄特区・地域制度5制度に加え、「離島の旅館業に係る特例措置」についても支援対象とする。

7. 今後の事業展開の方向性

一括相談窓口、制度説明会等でのPR等に加えて、税理士会や内閣府と連携した税制度活用を進めていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

各特区・地域制度の期限が平成30年度末で周期を迎えることから、延長等の検討を行い、国との協議が必要である。

【問い合わせ先】 産業政策課 産業振興企画班
TEL：098-866-2330 FAX：098-866-2440 E-mail：aa055204@pref.okinawa.lg.jp



(1) -11 知的財産活用支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 23,847千円 (平成29年度 21,393千円)

3. 事業の概要

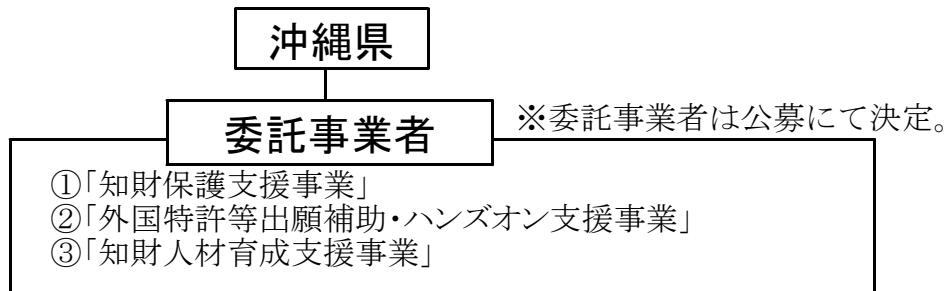
(1) 目的

特許等の知的財産の活用による県内中小企業等の競争力強化を図る。

(2) 内容

- ① 県内業界団体等と連携体制を構築し、業界団体加盟企業や業界団体と取引関係等を有する県内中小企業等に対し、周知広報活動を実施するとともに、各社の課題に応じた保護支援や情報提供を実施する。
- ② 優れた技術等を有し、かつ、それらの海外展開を図る中小企業等に対し、特許等外国出願に要する経費の一部を補助する。
- ③ 県内企業等で知的財産の創造・活用が想定される研究職員等に対して弁理士等の講師派遣を実施し、知的財産の高度な活用に関わる研修の機会を提供する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

外国特許等出願補助で5社を採択し、知財権利化を踏まえた海外展開を支援した。また、知的財産権の活用に積極的な企業に対して、弁理士等の専門家を継続的に派遣し、企業が抱える知的財産の課題解決に取り組む知的財産保護支援事業にて4社を支援した。

5. 推進上の留意点

知財保護が不十分な事業者が散見されているほか、収益の多角化等企業競争力を高める知的財産を資産として活用する事業者が少ないことが課題である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

知財保護の必要性を県内企業等へ幅広く周知するため、周知広報活動を強化するとともに、各社の潜在的な知財保護課題の掘り起こしを行い、企業の知財保護支援を実施する。

7. 今後の事業展開の方向性

企業が知財を経営戦略として位置づけ、それらを活用して事業を推進できるための支援を行っていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 産業政策課 産業振興企画班
 TEL：098-866-2330 FAX：098-866-2440 E-mail：aa055204@pref.okinawa.lg.jp



(1) -12 産業まつり推進事業

2. 予算措置状況 平成30年度 10,483千円 (平成29年度 10,483千円)

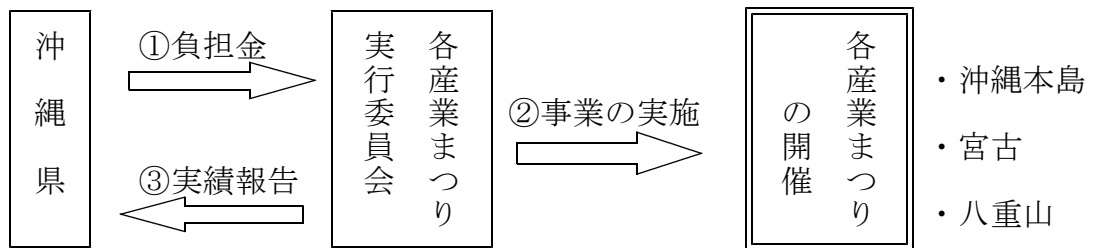
3. 事業の概要

(1) 目的

生産者の生産意欲の向上と消費者の県産品愛用意識の啓発に努め、県産品の品質の向上と需要の拡大を図り、本県産業の振興と雇用の創出に資するため、各産業まつり実行委員会の実施する産業まつり及び県産品奨励運動を支援する。

(2) 内容

- 産業まつり開催経費の支援(負担金)
- 7月の「県産品奨励月間」におけるキャンペーン等各種取り組みの実施。



4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
まつり来場者数(沖縄)		230,100	242,500	-	11,454,124
〃 (宮古)		18,403	14,799	21,658	-
〃 (八重山)		9,939	-	-	-

※平成28年度の八重山の産業まつりは開催していない
 ※平成29年度の沖縄の産業まつりは台風のため全日程中止
 ※平成29年度八重山の産業まつりの来場者については集計できていない。

5. 推進上の留意点

まつり会場の全体設営や警備などの人件費高騰や、シャトルバスの運行法改正による経費増等により運営状況が厳しいことから、平成28年度より20年ぶりの出展料の値上げを行った。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

従来どおり、工業製品の展示、食品等の地域特産品の販売をはじめ、企業や研究機関の取組の成果発表等、県内のあらゆる産業を県民に発信する総合産業展として実施していく。

7. 今後の事業展開の方向性

今後も、民間の実行委員会に負担金を拠出し、まつり運営を継続する予定。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 ものづくり振興課 製造産業班
 TEL：098-866-2337 FAX：098-866-2447 E-mail：aa055301@pref.okinawa.lg.jp



(1) -13 エコマース人材育成・商圈拡大支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 14,704千円 (平成29年度 19,000千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

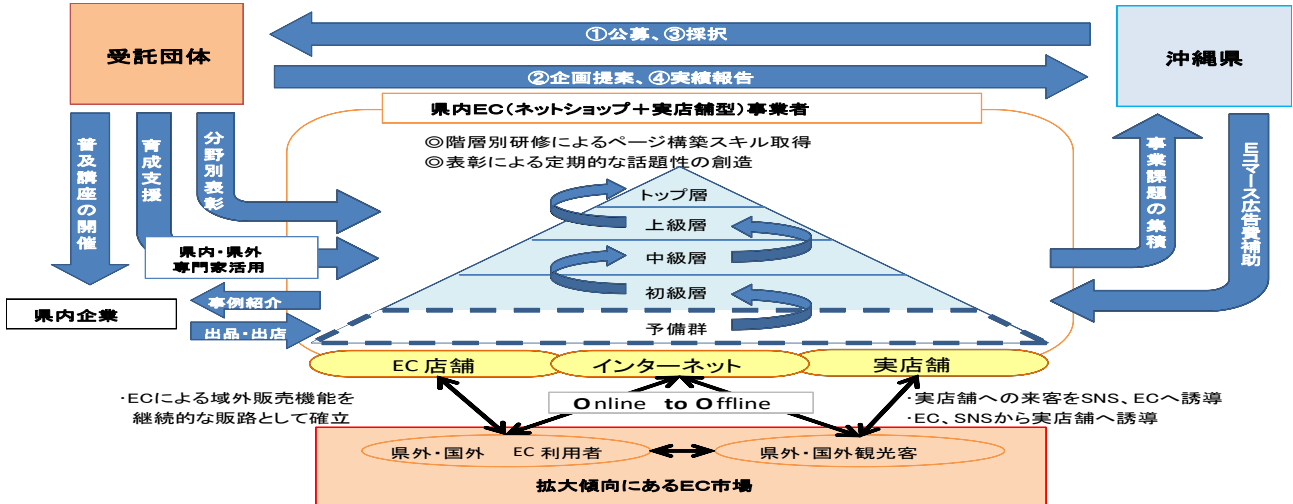
県内中小企業等が、インターネットショップを活用してBtoCの商圈を域外に拡大させることで、独自の販路として確立させ、継続的な売上を確保することを目的とする。

(2) 内容

県内中小企業等が、インターネットショップのスキルを向上させるためのレベル別研修を開催し、当該研修に伴い生ずる費用の一部補助を行う。

また、本事業における知識・スキルおよび大きな成長源泉となる事業者の体験談(過年度対象事業者等も含め)を、発表会やWEB・SNS等で共有し、県内事業者のEC市場の競争力強化・参入促進の経済的波及効果を高める。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

公募で採択された受講企業等(28社)のインターネット販売の事業計画策定支援、人材育成を実施したほか、インターネットショップ運営初期の企業等にハンズオン支援、スタートアップ補助(研修における広告費)を実施した。また、県内中小企業・小規模事業者等に向けた普及啓発セミナーを実施した。

5. 推進上の留意点

EC市場は、容易に成果が出せると誤った認識を持つ者も多いが、成果をあげるためにはこの認識を改め、通常の経営と同様に努力を要するという理解が不可欠である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

レベル別研修において、受講する企業等のニーズに対応したセミナーを実施する。講義回毎に対応策抽出から実行までのPDCAを付加し、実践との結び付きを強化する。表彰制度等の枠組みを作り、全国市場に対し、優位性をもたらす仕組みを構築する。

7. 今後の事業展開の方向性

Eコマースを活用し商圈を拡大する県内企業を育成・支援することで、Eコマースを介した新たな域外販路を構築する。(事業終期：平成30年度予定)

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(1) -14 全国特産品流通拠点推進事業

2. 予算措置状況 平成30年度 147,621千円 (平成29年度 223,467千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

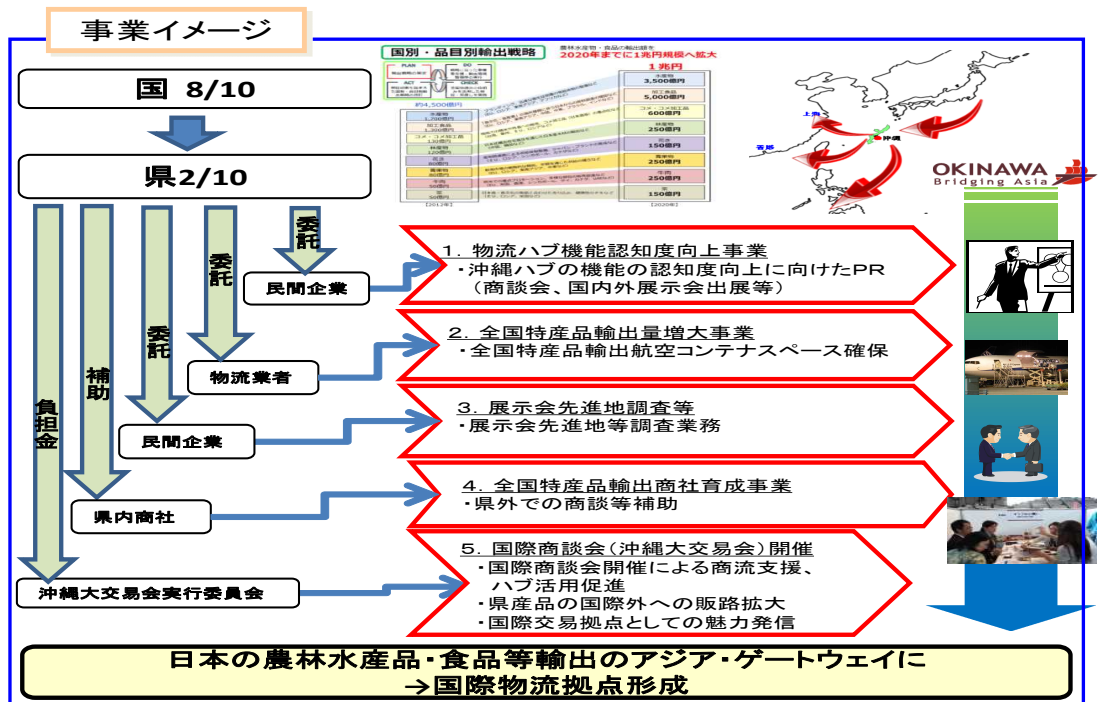
(1) 目的

那覇空港の貨物ハブ機能を活かし、全国の農林水産物・食品等のアジア向け流通拠点・輸出拠点を形成することにより、沖縄経由の貨物量増加、関連企業誘致による雇用拡大を図る。

(2) 内容

ハブ活用商談会、展示会出展等国内外でのPR、航空コンテナスペース確保、輸出商社育成への支援、沖縄大交易会開催経費の支援(負担金)等により、沖縄国際物流ハブの機能や具体的活用方法等に関する認知度向上と活用促進を図る。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

平成29年度実施した沖縄大交易会は、海外から18の国と地域、43都道府県より、バイヤー270社、サプライヤー251社が参加、商談数は3,297件となり、全国特産品の流通拠点化を推進し、交易拠点としての魅力を発信した。

5. 推進上の留意点

全国特産品の流通拠点化に当たっては、その供給力となる他自治体との連携が不可欠である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

引き続き、沖縄大交易会の開催や物流ハブ機能認知度向上に向けた国内外でのPR、全国特産品を対象とした航空コンテナスペースの確保に取り組む。

7. 今後の事業展開の方向性

物量的な拡大だけでなく、商流構築に向けた取組の強化を図る。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

農林水産省が食品等の輸出額を1兆円まで拡大する目標を掲げて施策を推進しており、同施策に関連する事業との連携や情報共有を図っていく。

【問合せ先】アジア経済戦略課 国際物流推進班

TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526 E-mail : aa050075@pref.okinawa.lg.jp



(1) -15 海外事務所等管理運営事業

2. 予算措置状況 平成30年度 177,385千円 (平成29年度 187,162千円)

3. 事業の概要

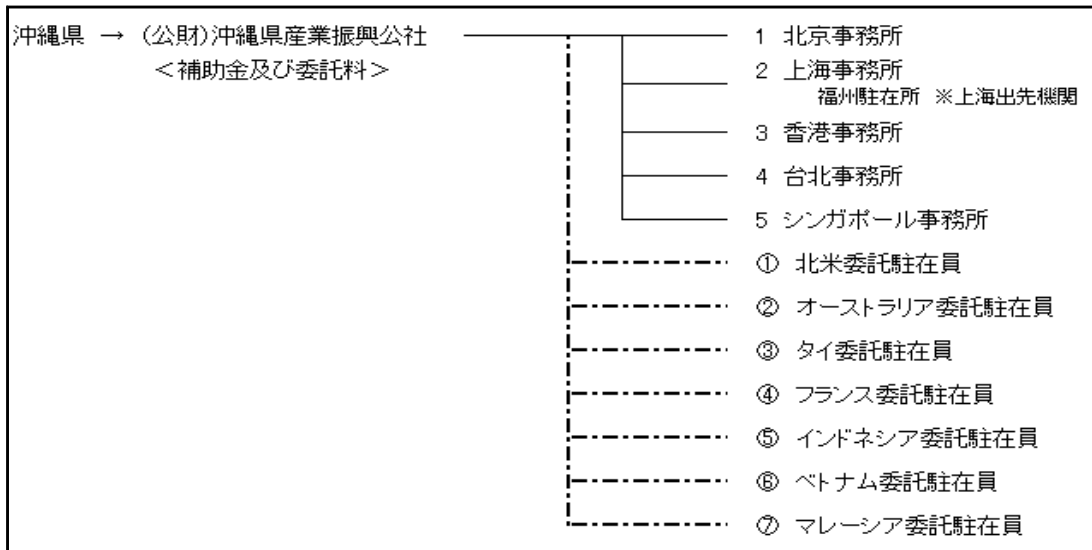
(1) 目的

海外における県産品の販路拡大、観光客誘致、県内企業の海外展開支援等を目的に、海外事務所を設置し、委託駐在員を配置する。

(2) 内容

(公財) 沖縄県産業振興公社を通じて、経済発展著しい北京、上海、香港、台北、シンガポールへ海外事務所を設置し、北米、オーストラリア、タイ、フランス、インドネシア、ベトナム、マレーシアに委託駐在員を配置する。

<事業スキーム>



<主な業務内容>

- ① 海外事務所
 - ア 県産品の販路拡大に関する営業活動
 - イ 県内企業の海外展開支援 (情報提供、現地活動支援、コーディネート等)
 - ウ その他、企業誘致、国際交流、文化交流等に関すること
- ② 委託駐在員
 - 観光誘客、県産品の販路拡大等に関する情報収集、営業活動等

4. 平成29年度の実施状況

海外事務所及び委託駐在員の活動などを通じ、外国人観光客数の増加 (平成28年度実績212万9,100人) や県産品の輸出増加等につながった。

5. 推進上の留意点

海外展開を効果的・効率的に実施するため、現地政府機関等とのネットワーク構築や観光と物産等が連動した取組を実施する必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

アジアのダイナミズムを取り込むため、新たにマレーシアに委託駐在員を配置する。

7. 今後の事業展開の方向性

県内産業の振興を図るため、海外事務所等を海外展開における各地の拠点として位置づけていることから、引き続き、県内企業における県産品の販路拡大や海外展開の推進等に向け、取り組んでいく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

海外事務所所在地や委託駐在員を配置している地域においては、日本貿易振興機構 (ジェトロ) などの関係機関と連携しながら、当該施策に取り組む必要がある。

【問い合わせ先】 アジア経済戦略課 戦略推進室
TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526 E-mail : aa050075@pref.okinawa.lg.jp



(1) -16 物流高度化推進事業

2. 予算措置状況 平成30年度 60,790千円 (平成29年度 44,546千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

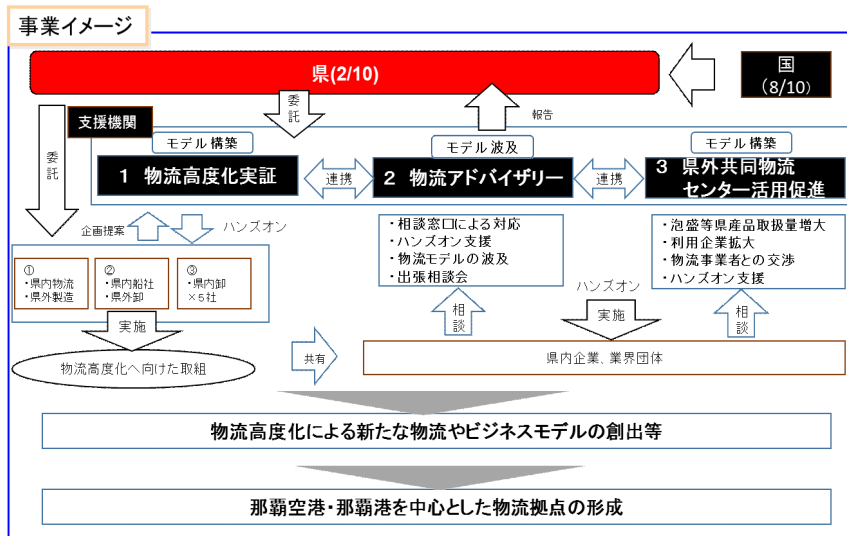
(1) 目的

製造業、流通業を始めとする県内企業が抱える物流の諸課題に対応し、県産品域外出荷拡大等の産業振興を推進するため、物流高度化に資する取組を実施する。

(2) 内容

県外共同物流センター活用等の物流高度化に向けたモデル事業を継続して実施するとともに、当該モデルの他業界や他品目への展開に向けた調査を行う。また、県内企業の経営強化を物流面から支援すべく、物流に係る指導・相談・提案等を実施する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

物流高度化に向けたモデル事業（泡盛共同物流）を継続して実施するとともに、当該モデルの他業界や他品目への展開に向けた調査や県内企業の経営強化を物流面から支援するなど、物流に係る指導・相談・提案等を実施した。

5. 推進上の留意点

確立された泡盛共同物流ルート of 更なる高度化により、取扱量を拡大させるとともに、高度化のモデルやノウハウを他業界や企業等へ波及させることが重要である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

物流業、卸売業、荷主等が連携して実証事業に取り組むことで、輸送コストの削減やリードタイムの短縮などにつながる物流高度化モデルの構築を目指す。

7. 今後の事業展開の方向性

- ①物流業、卸売業、荷主等が連携した物流高度化のモデルの構築と普及を目指す。
- ②泡盛共同物流の補助金を廃止し、他業種の県外共同物流センター活用を促進する。
- ③物流課題解決に向けた物流アドバイザーを引き続き実施する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

物流高度化は、商流拡大と一体で取り組む必要があるため、国、経済団体等が実施する販路拡大事業との連携、情報共有が不可欠である。

【問い合わせ先】 アジア経済戦略課 国際物流推進班
 TEL：098-866-2340 FAX：098-866-2526 E-mail：aa050075@pref.okinawa.lg.jp



(1) -17 製造業県内発注促進事業

2. 予算措置状況 平成30年度 57,565千円 (平成29年度 26,192千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

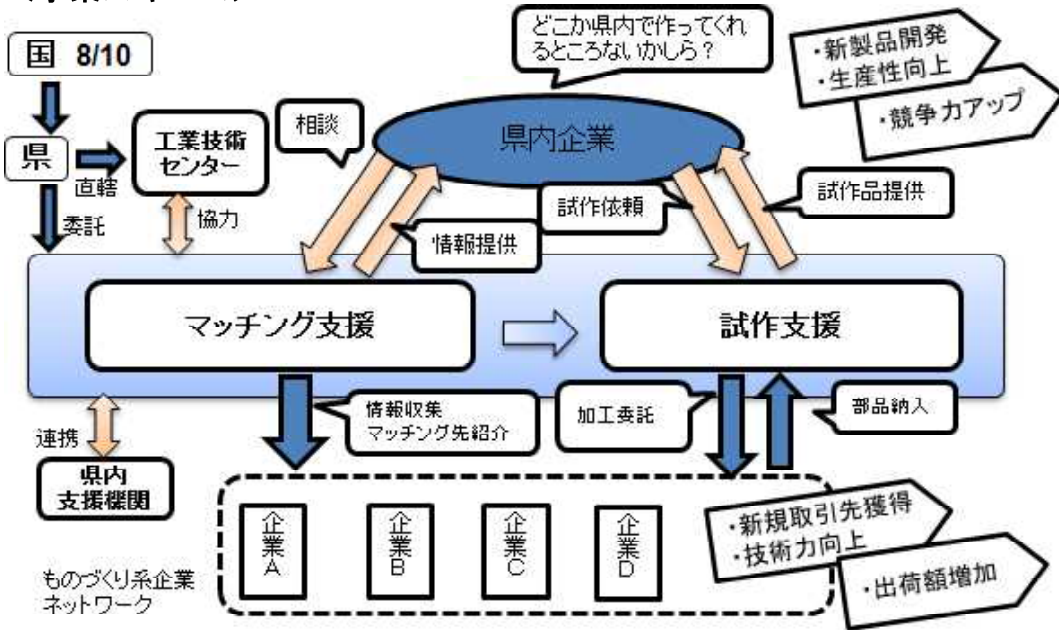
(1) 目的

- ① 県内企業から県内製造業への取引マッチングを行うことで、県内の企業間連携の強化、誘致企業の定着促進を図る。
- ② 新製品や装置試作などの支援を実施することで、県内企業の製品開発や生産性向上を促進する。

(2) 内容

県内製造業への発注促進と県内製造業の競争力強化のため①「必要な取引先データの収集、取引マッチング等のサポート」、②「新製品や装置試作などの支援」を実施する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

沖縄県産業振興公社と業務委託契約を締結し、県内発注先情報の収集及び新規県内発注の案件化に取り組み、十数件の受発注の成約実績も挙がっている。また、受注体制整備に関する補助を1件実施した。

5. 推進上の留意点

企業情報を保有する各支援機関との連携を強化し、多くの県内企業が参加できる体制構築を速やかに実施する必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

受注体制整備に関する補助を終了し、試作に関する支援を実施する。これにより、企業単独では対応が難しい案件に関しても、対応を強化する。

7. 今後の事業展開の方向性

工業技術センターや県内支援機関等との技術的連携を含め、県内製造業が新規に受注する機会を拡大するために必要な支援を検討、実施する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 ものづくり振興課 製造産業班
 TEL：098-866-2337 FAX：098-866-2447 E-mail：aa055301@pref.okinawa.lg.jp



(1) -18 戦略的製品開発支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 153,758千円 (平成29年度 154,447千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

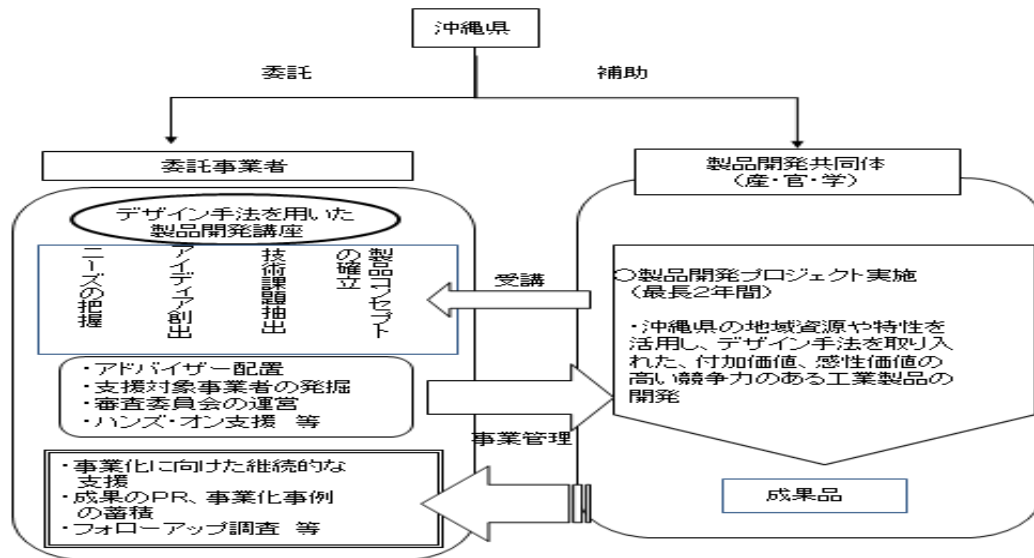
(1) 目的

県内に製造、研究開発の拠点を有する企業を開発主体とする製品開発共同体(産学官連携、産産連携)がお互いの有する技術、研究シーズを使用し、本県の地理的優位性や地域資源等の特性を活用した高付加価値な製品を開発することにより、競争力のあるものづくり産業の振興を図る。

(2) 内容

県内ものづくり企業向けに、顧客ニーズを取り入れた製品開発を見据えた講座を実施するとともに、公募・選定した製品開発プロジェクトに対して、研究開発、試作品開発、マーケティング調査等などの製品開発費の助成とプロジェクトマネージャーによるハンズオン支援を実施する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

平成29年度は、新たに採択した6件について、プロジェクトマネージャーによるハンズオン支援と製品開発費の補助を実施している。

5. 推進上の留意点

なし

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

平成30年度は、平成29年度に引き続き製品開発講座を実施するとともに、平成29年度からの継続案件に加え、新たに2件程度の採択を予定している。

7. 今後の事業展開の方向性

製品開発講座を実施することで、これまでノウハウが無く製品開発に不慣れな企業も提案が可能となり、採択範囲の広がりが期待できる。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 ものづくり振興課 製造産業班
 TEL：098-866-2337 FAX：098-866-2447 E-mail：aa055301@pref.okinawa.lg.jp



(1) -19 ものづくり基盤技術強化支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 70,524千円 (平成29年度 92,750千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

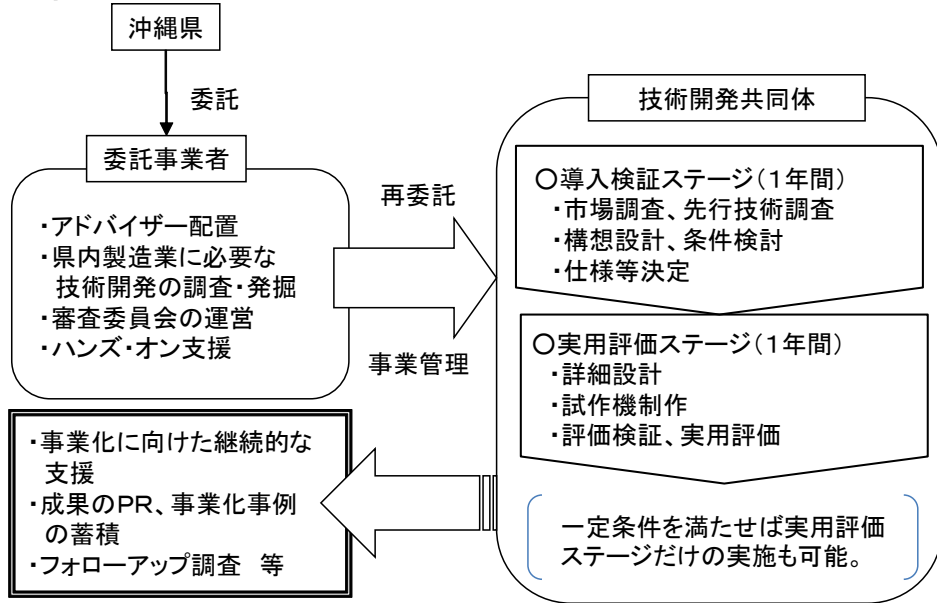
(1) 目的

県内製造業に還元できるものづくり基盤技術の強化を図り、研究開発で蓄積した技術の事業化を促進することを目的とする。

(2) 内容

共同研究体による製造装置開発等に必要な技術開発プロジェクトの実施や、機械装置開発等に必要な専門家招聘による技術研修、専門家(コーディネーター)によるマッチング支援を行う。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

装置開発等に係る技術開発プロジェクトを2ステージに分け、導入検証ステージ2件、実用評価ステージ4件を採択し実施した。
 また、ものづくり基盤技術に関連する技術セミナーを1回開催した。

5. 推進上の留意点

技術開発共同体内の再委託先が各1~2機関で少ないことや、研究開発に慣れていない企業では想定外の課題で予定通りの開発進捗に支障が生じる恐れがある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

平成30年度は、平成29年度からの継続案件2件が実用評価ステージに進むため、この2件については4月から技術開発を着手し、1年目の実績を活かした取り組みが期待される。

7. 今後の事業展開の方向性

平成29年度からの継続案件2件及び新規案件の採択を実施し、プロジェクトマネージャー及び専門アドバイザーによる技術開発テーマ各々の計画に沿ったハンズオン支援を行う。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 ものづくり振興課 製造産業班
 TEL: 098-866-2337 FAX: 098-866-2447 E-mail: aa055301@pref.okinawa.lg.jp



(1) -20 企業連携共同研究開発支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 2,720千円 (平成29年度 2,720千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

企業単独では困難な新技術・新製品の開発や製造工程の改良・改善技術の確立、技術課題の解決等を目的に工業技術センターと企業が共同で研究開発事業を実施する。

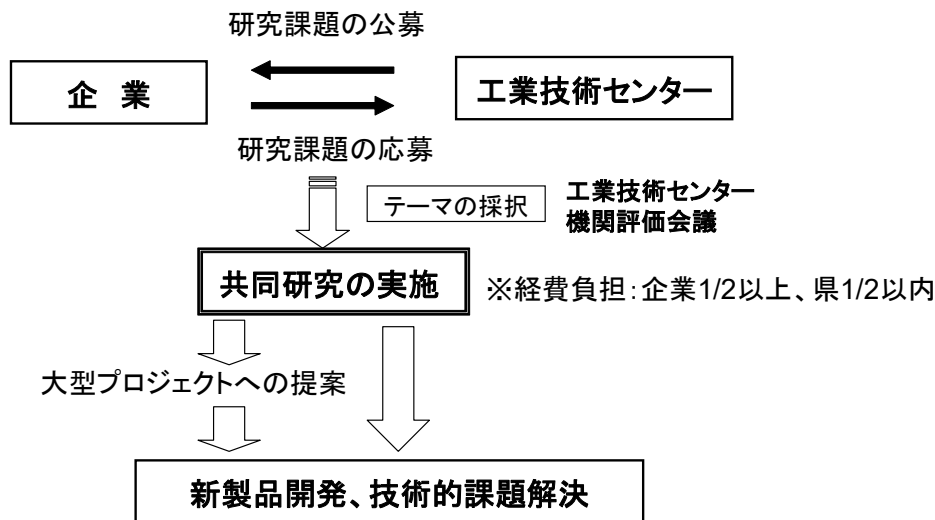
(2) 内容

工業技術センターが課題募集の公募を実施し、企業や関係団体等から応募された課題の中から採択課題を決定する。

採択課題について企業と工業技術センターが共同で研究を実施する。

(共同研究の費用は概ね30～200万円/テーマ (企業負担分15～100万円))

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

これまで、廃石膏のフッ素溶出量迅速評価法の実証試験やイムゲー（芋酒）の研究開発等の共同研究を実施し、企業の新製品開発等や技術の向上に貢献してきた。

5. 推進上の留意点

特になし

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

従来通り

7. 今後の事業展開の方向性

沖縄21世紀ビジョン基本計画3-(5)-ウ「研究成果の技術移転による地場産業の高度化」に従い、企業や市場ニーズの高い研究開発や産学官連携・農商工連携等の分野を超えた研究開発促進

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 沖縄県工業技術センター

TEL : 098-929-0111 FAX : 098-929-0115 E-mail : kousi@pref.okinawa.lg.jp



(2) - 1 創業者等支援診断助言事業

2. 予算措置状況 平成30年度 930千円 (平成29年度 901千円)

3. 事業の概要

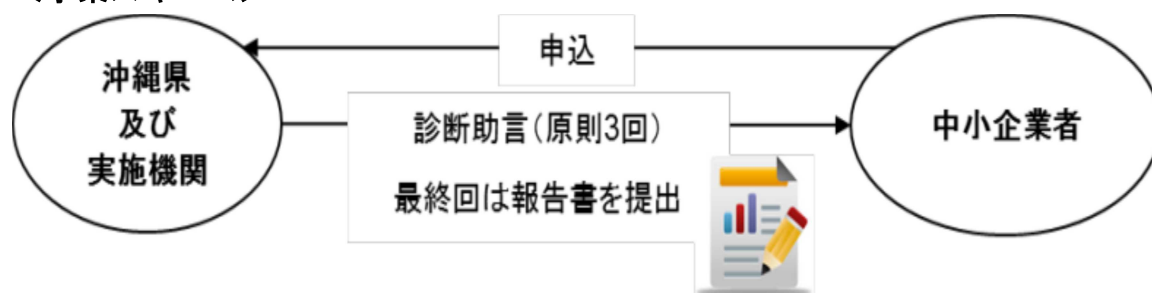
(1) 目的

沖縄県融資制度、機械類貸与制度、設備貸与制度の融資効果を存分に発揮させ、県内中小企業者の経営力の向上、廃業の防止を図る。

(2) 内容

創業者支援資金を中心とした沖縄県融資制度、機械類貸与制度、設備貸与制度を利用している中小企業者を対象に、中小企業経営の専門的知見を有する専門家を派遣し、現状の把握、課題の整理、解決に向けたアドバイス等を行う。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

委託先：ブルームーンパートナーズ株式会社
 支援先数：14者（県実施分：5者、委託先実施分：9者）

5. 推進上の留意点

診断・助言について、適切な質及び量を確保する。
 支援対象事業者の募集・選定を効率的に行う。
 支援先への診断・助言に留まらず、事業効果が継続し、広がるための仕組みが必要。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

企画競争型随意契約により、効果的かつ効率的な支援が実施できる委託先を選定する。
 PRチラシの更なる改善や、事業者インタビュー記事等を活用した営業活動等により、事業者に対する周知強化を図る。

7. 今後の事業展開の方向性

創業期の企業は、経営ノウハウに乏しく、経営課題の相談相手も少ないことから、専門的ノウハウを持つ専門家の支援は有効であると考えられるため、本事業は引き続き実施していく予定である。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

国においても、市町村等と連携して創業に取り組む場合に補助事業を実施するなど創業支援を強化しているところであり、県としても創業者支援資金の活用促進を図っているところであるが、これら国及び県制度の金融支援以外にも、本制度により創業者の経営力の向上と廃業率抑制のための支援を行う。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(2) - 2 ベンチャー企業スタートアップ支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 29,210千円 (平成29年度 38,160千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

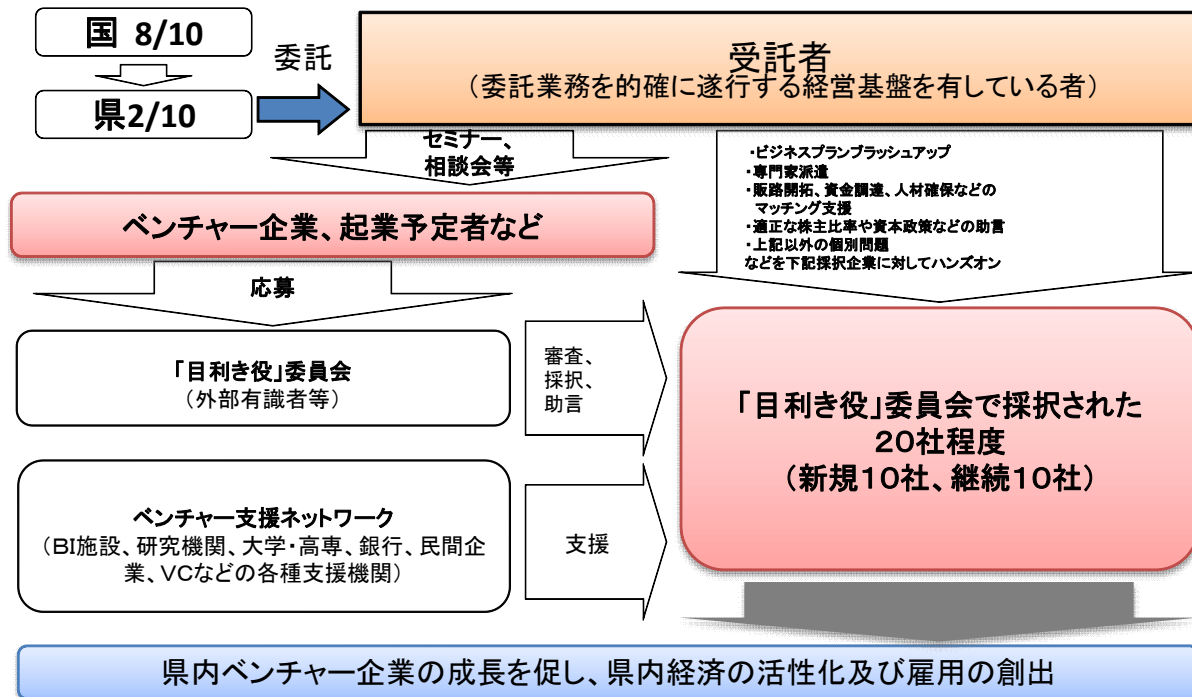
(1) 目的

ベンチャー企業への的確・迅速なハンズオン支援を行うことにより、県内ベンチャー企業の成長を促し、県内経済の活性化及び雇用の拡大を図る。

(2) 内容

支援機関と連携しながらベンチャー企業に対するハンズオン支援を行うとともに、起業啓発セミナーや相談会等を実施する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

20件（新規10件、継続10件）のビジネスプランに対してハンズオン支援を実施
 起業啓発関係セミナー、相談会等を15回程度実施

5. 推進上の留意点

ベンチャー企業の成長を促すためには、各支援機関が連携して一貫性・持続性のある支援を行う必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

採択企業への支援を手厚くするため、企業へのハンズオンを主体とした予算編成を行う。

7. 今後の事業展開の方向性

ベンチャー企業が社会の変化や多様なニーズに対応し、着実に成長発展が遂げられるよう、自助努力と創意工夫による新たな取組を支援する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 産業政策課 産業振興企画班
 TEL：098-866-2330 FAX：098-866-2440 E-mail：aa055204@pref.okinawa.lg.jp

(2) - 3 県融資制度 (創業者支援資金)

2. 予算措置状況 平成30年度 400,000千円 (平成29年度 400,000千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

創業の促進を図るため、独立・開業を行うもの、又は開業後5年未満のもの等で一定の要件に該当するものを対象に、金融機関と協調して運転・設備資金を融資する。

<事業スキーム>

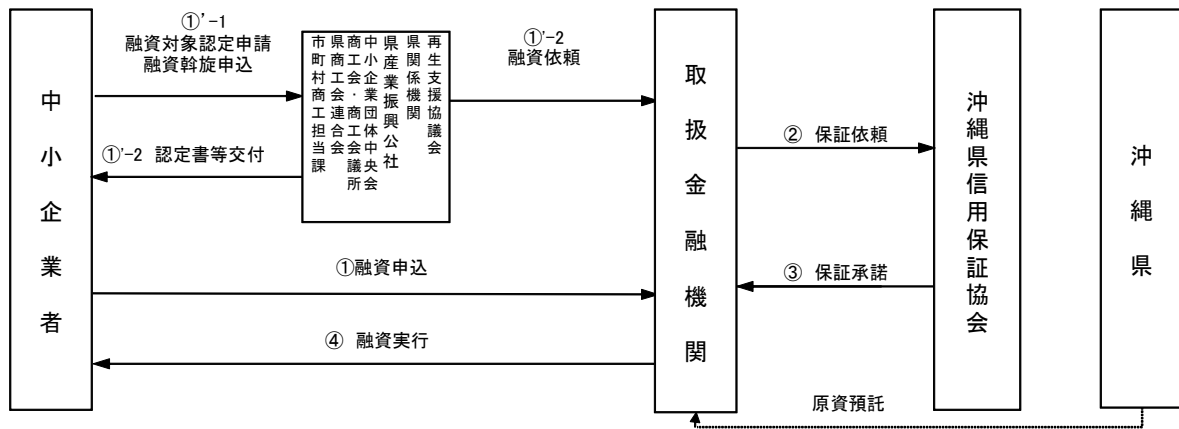


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H8)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数 (件)		27	45	72	2,155
金額 (千円)		131,892	207,273	388,392	12,725,663

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

金利引き下げ (1.90%→1.70%)
 融資限度額の引き上げ (1,000万円→2,000万円)

7. 今後の事業展開の方向性

国の特別保証 (創業関連保証等) を活用し、有利な融資条件とすることで創業者の資金調達を支援するほか、融資実行後のモニタリングにより廃業抑制を図る。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

国においても、市町村等と連携して創業に取り組む場合に補助事業を実施するなど創業支援を強化している。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
 TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(3) - 1 生涯現役スキル活用型雇用推進事業 ※新規

2. 予算措置状況 平成30年度 44,248千円 (平成29年度 43,085千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

高年齢者ならびに若年者の両世代が一体的に就労に取り組む雇用形態(ペア就労)を推進することにより、生涯現役社会の実現に資する高年齢者雇用環境の整備を促すとともに、若年者の雇用創出と高年齢者の持つスキルの継承・活用を通じた人材育成や人材定着を図り、県内企業の活性化につなげることを目的とする。

(2) 内容

生涯現役社会の実現に向けた取り組みを広げるため、世代間でのペア就労の仕組みや、雇用・労働・職場環境の改善の取り組みを行う企業に対して助成する。また、高年齢者の就業促進、労働参加率の向上、雇用・労働・職場環境を図り、企業向けセミナー、勉強会、報告会などの機会を提供するなどにより、生涯現役社会にかかる普及・啓発を行う。

【助成の概要】

助成対象企業、②助成条件、及び③助成金額については、下表のとおりです。

① 助成対象企業

従業員が65歳まで働けるよう⑦定年の廃止、④定年年齢の引き上げ、⑥継続雇用制度の導入のいずれかの措置を講じている中小企業等。

② 助成条件

若年者(15歳から30歳まで)を正社員として新規雇用し、55歳以上の高年齢者従業員を指導役としてペアを組み、県内事業所で3か月間「ペア就労」(OJT)を実施すること。

③ 助成金額：28万円～43万円

⑦助成金基本額

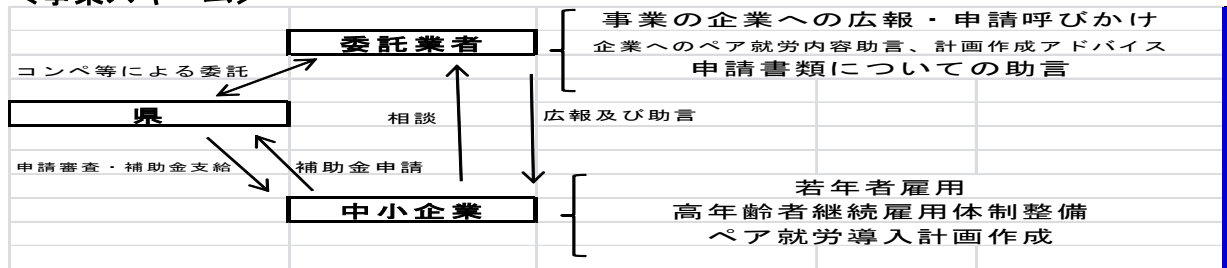
・ ペア就労1組につき、28万円(※上記②の若年者1人に対してペア就労を行った場合)

⑧助成金加算額

ペア就労の実施に加えて以下の追加取り組みを行った場合は、上記⑦の助成金基本額に各5万円を加算する。

- ・ 65歳を超える高齢者雇用確保措置の実施等の場合 5万円加算
- ・ 新たに「働き方の改善にかかる制度」を導入する場合 5万円加算
- ・ ペア就労に中堅社員を指導役として追加し、55歳以上の高年齢従業員、中堅社員、及び30歳までの若年者の3者で実施する場合 5万円加算

＜事業スキーム＞



4. 平成29年度の実施状況

平成30年度新規事業 ※「世代間スキル継承型雇用促進事業」の後継事業

5. 推進上の留意点

3か月間のペア就労の実施期間が必要であるので、早期執行に努める必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

雇用・労働・職場環境の改善

7. 今後の事業展開の方向性

高年齢者が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援することで、生涯現役社会の実現に向けた取り組みを推進する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

特になし

【問い合わせ先】 雇用政策課 雇用対策班

TEL：098-866-2324 FAX：098-866-2349 E-mail：aa059100@pref.okinawa.lg.jp



(3) - 2 正社員雇用拡大助成金事業 ※新規

2. 予算措置状況 平成30年度 200,113千円 (平成29年度 ー千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

(1) 目的

本県の高い非正規割合を改善するため、若年者等を正社員として雇用する企業に対し助成金を支給し、正社員就職機会の創出や職場定着の推進を図る。

(2) 内容

新卒を除く35歳未満の若年者等を正社員として雇用し、定着を図る企業に対し助成金(1人あたり60万円)を支給する。

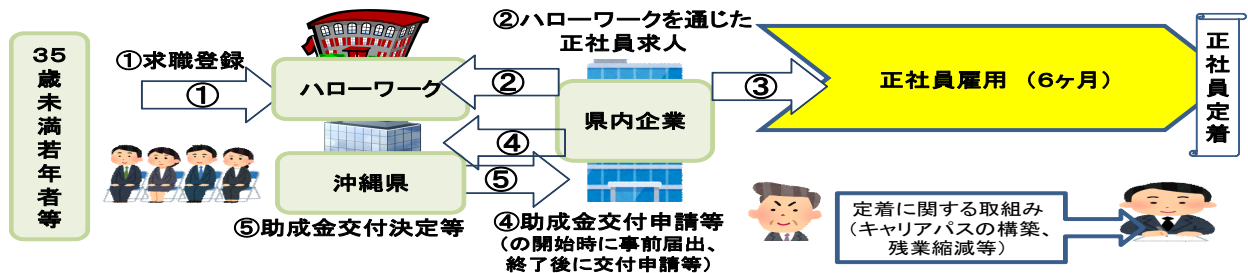
【助成の概要】

対象事業者：県内に雇用保険適用事業所設置届を提出している事業者

助成要件※国等との調整により上記内容には変更があることがあります。

- ①以下の雇用者要件のいずれかを満たした者を、ハローワークを通じ正社員として雇用した事業所を対象とする。
 - ア 35歳未満の者(卒後3年以内の者を除く)で過去1年以内に安定した職業についていない者
 - イ 妊娠、出産・育児を理由に離職した者
 - ウ 就職の援助を行うに当たって特別な配慮を要する者(生活保護受給者等)
- ②また、以下の事業所要件をいずれも満たすこと。
 - エ 正社員として雇用した後6ヶ月の間定着に繋がる取組みを実施した事業所
 - オ 対象となる者を正社員として雇用した日から過去6ヶ月以内に事業主都合による離職者がいない事業所
 - カ 中小企業

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

平成30年度新規事業

5. 推進上の留意点

正規雇用による企業のメリット(安定的な人材確保、労働者のモチベーションアップ等)による生産性向上などについて、事業者への理解・意識啓発を図る。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

正社員の求人は求人全体の3割程度に留まるなど、雇用形態によるミスマッチ等が課題となっており、本助成事業により正社員雇用へのインセンティブを図る。

7. 今後の事業展開の方向性

21世紀ビジョン実施計画(後期)において、H33年度の正規雇用者の割合を62.5%とする目標値(H28年58.2%)を掲げており、達成に向け各種支援策等に取り組む。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

国においては、キャリアアップ助成金(正社員化コース)における助成額を拡充するなど、非正規対策を強化している。

【問い合わせ先】 雇用政策課 雇用対策班

TEL: 098-866-2324 FAX: 098-866-2349 E-mail: aa059100@pref.okinawa.lg.jp



(3) - 3 正規雇用化企業応援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 21,111千円 (平成29年度 24,219千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

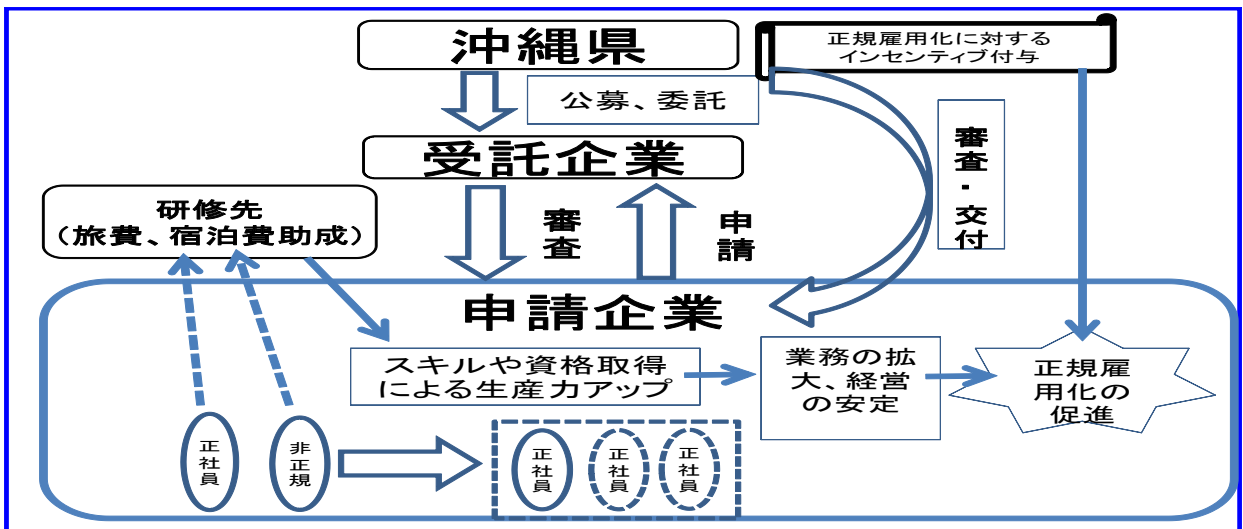
(1) 目的

非正規従業員の正規雇用化を図る県内企業に対して、従業員を県内外の研修に派遣する際の費用（旅費、宿泊費）の一部を助成することにより、正規雇用化の促進を図る。

(2) 内容

- ・助成対象経費：県内・県外研修に係る旅費及び宿泊費
- ・助成対象研修：研修期間5日以上～6ヶ月
- ・助成対象額：助成対象経費の3/4（助成限度額以内（10万円～40万円））
- ・助成条件：非正規社員を正社員へ転換すること（研修社員数以上）。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

- 助成金交付企業：12社
- 正社員転換者数：33人

5. 推進上の留意点

県等で実施している雇用に関する相談事業など関連する他事業との連携を図り、企業に対し効果的・効率的な支援を行うようにする。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

県内での研修等比較的短い期間の研修も対象とするため、助成対象とする研修期間を2週間以上から5日以上へと拡充した。

7. 今後の事業展開の方向性

正規雇用化による企業のメリット（正規雇用化による雇用管理の向上、人材育成による企業の技術力や生産性の向上、安定的な人材確保）について、事業主への理解を図りながら、正規雇用化を図る企業を開拓する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

国においては、キャリアアップ助成金（正社員化コース）における助成額を拡充するなど、非正規対策を強化している。

【問い合わせ先】 雇用政策課 雇用対策班
 TEL：098-866-2324 FAX：098-866-2349 E-mail：aa059100@pref.okinawa.lg.jp



(3) - 4 グローバル産業人材育成事業 ※新規

2. 予算措置状況 平成30年度 75,184千円 (平成29年度 -千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

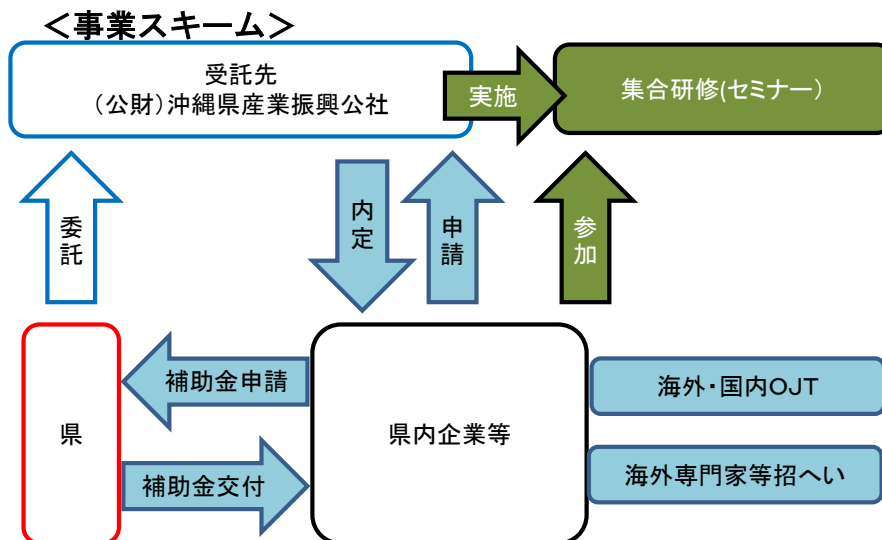
3. 事業の概要

(1) 目的

県内企業の海外展開等を牽引する国際性と専門性を有する産業人材の育成を推進する。

(2) 内容

海外展開に積極的な県内企業等に対し、海外・国内外OJT派遣、海外専門家等招へい研修に要する経費に対して補助支援を行う他、海外展開に向けた集合研修(セミナー)を実施する。



4. 平成29年度の実施状況

平成30年度新規事業 ※「万国津梁産業人材育成事業」の後継事業

5. 推進上の留意点

県内企業の海外展開に対する関心は高く、グローバル人材は引き続き必要とされている。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

県内企業が海外展開するにあたり、海外ビジネスの専門的な知識やノウハウを有した人材が乏しいことから、本事業において、県内企業のグローバル人材育成を支援し、沖縄の産業振興に資する国際性と専門性を有する産業人材の育成を図る。

7. 今後の事業展開の方向性

平成32年度までの事業であり、事業終了後も引き続き人材が育成される仕組みを構築する必要がある。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

本事業の一環として、県内の関係機関を構成メンバーとする連絡会議を開催している。

【問い合わせ先】 産業政策課 産業振興企画班
 TEL：098-866-2330 FAX：098-866-2440 E-mail：aa055204@pref.okinawa.lg.jp



(3) - 5 正規雇用化サポート事業

2. 予算措置状況 平成30年度 28,337千円 (平成29年度 35,000千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

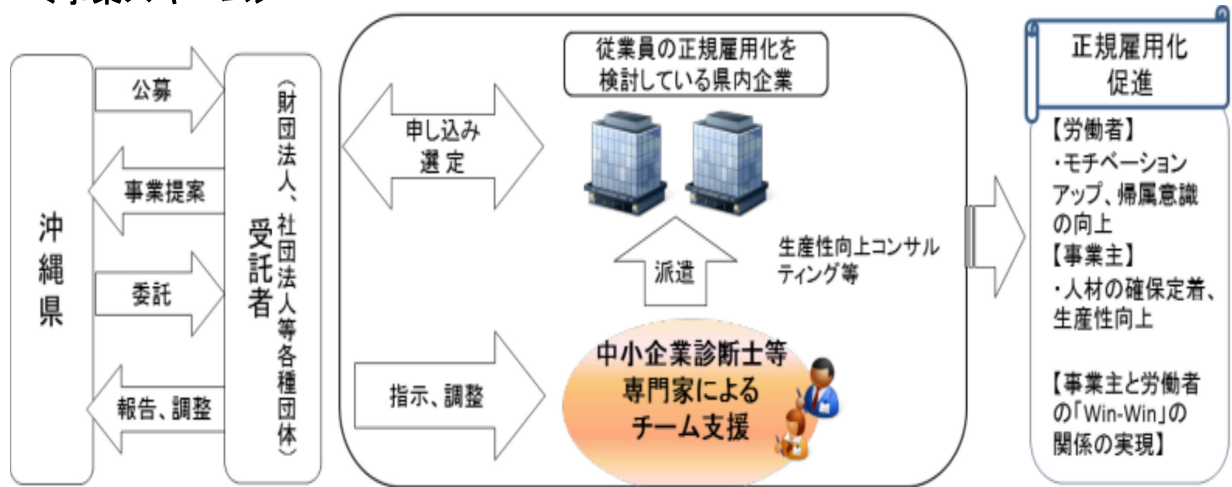
(1) 目的

県内雇用状況の改善のため、既存従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業に対し、専門家派遣による正規雇用化の支援を行う。

(2) 内容

正規雇用化を検討している企業を募集し、支援企業として選定のうえ、中小企業診断士等の専門家チームを10回程度派遣し、財務面等に関するアドバイスなどを行い、既存従業員の正規転換に繋げる。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

22社へ専門家派遣を行っており、94人の正規雇用化へ繋げた。

5. 推進上の留意点

支援企業については、正規雇用化に関する計画（人数、支援内容等）等を勘案のうえ選定する。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

非正規割合の高い宿泊業・飲食サービスの活用を促進するため、業界団体等への訪問によるきめ細かい周知広報等を行う。

7. 今後の事業展開の方向性

正規雇用化による企業のメリット（正規雇用化によるサービスや生産性の向上、安定的な人材確保、職場定着によるスキル継承）について、事業主への理解を図りながら、正規雇用化を図る企業を開拓する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

国においては、キャリアアップ助成金（正社員化コース）における助成額を拡充するなど、非正規対策を強化している。

【問い合わせ先】 雇用政策課 雇用対策班
 TEL：098-866-2324 FAX：098-866-2349 E-mail：aa059100@pref.okinawa.lg.jp



(3) - 6 小規模事業者等持続化支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 30,628千円 (平成29年度 30,628千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

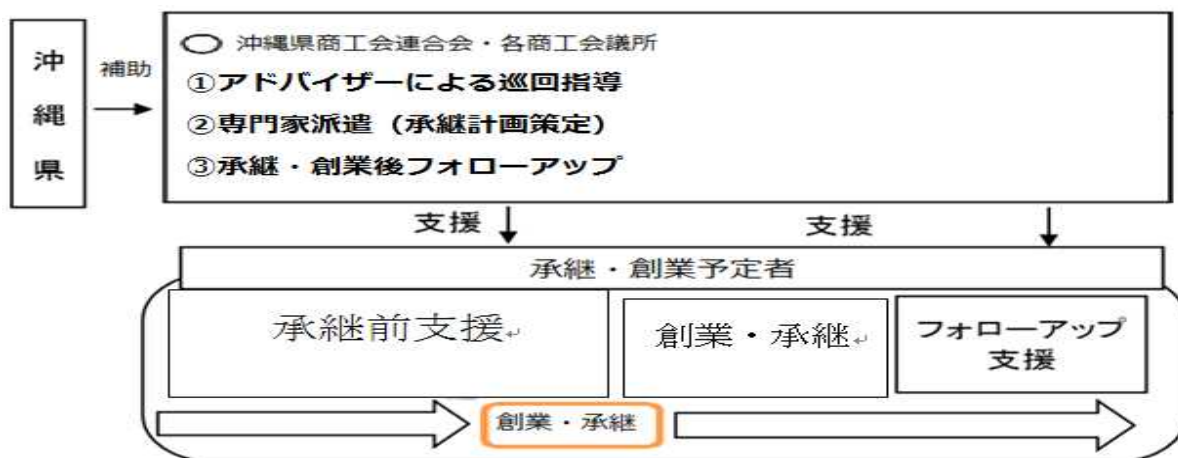
円滑な事業承継の促進によって経営者の若返りを図るとともに、雇用の維持や既存の企業価値の上乗せを目的とする。

また、沖縄県は全国的に創業率と同時に廃業率も高い状況にあるため、創業直後の支援実施による創業直後の倒産の防止も目指す。

(2) 内容

沖縄県商工会連合会及び那覇商工会議所にアドバイザーを置き、事業承継について巡回指導を行うとともに、必要に応じて専門家を派遣して事業承継計画策定のサポートを行う。また、事業承継や創業後の事業者に対する支援も行う。

＜事業スキーム＞



4.

平成29年度の実施状況

沖縄県商工会連合会に3名、那覇商工会議所に1名のアドバイザーを置いて、主として巡回による事業承継・創業支援を実施している。

5. 推進上の留意点

沖縄県では全国的に見ても経営者が急速に高齢化しているため、経営指導員とも十分に連携して巡回指導を行うとともに、関係各機関との連携体制の構築にも重点を置き、県全体として事業承継支援体制の構築を図る必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

事業開始後2年目となり、国事業による事業承継支援も開始されるため、関係各機関等との連携や役割分担を十分に意識しながら引き続き事業承継・創業支援を行っていく必要がある。

7. 今後の事業展開の方向性

沖縄県事業引継ぎ支援センターや中小企業基盤整備機構、各商工会議所、税理士会、金融機関等関係各機関との情報共有や連携を図っていくことで、より効果的な事業の実施や、県内における事業承継支援体制の強化を目指す。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

事業承継については、沖縄県事業引継ぎ支援センターや中小企業基盤整備機構等関係各機関も支援を行っている。また、平成30年度より、国事業による事業承継支援の開始も予定されている。そのため、各事業・機関との情報共有や連携を十分に行う必要がある。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(3) - 7 地域ビジネス力育成強化事業

2. 予算措置状況 平成30年度 119,831千円 (平成29年度 150,803千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

(1) 目的

地域を支える中小企業の持続的発展のため、地域ぐるみでの中小企業振興等に取り組む地域連携体の自立・持続化と戦略的な経営管理の普及促進を通じた県内小規模事業者の事業推進力の向上を図る。

(2) 内容

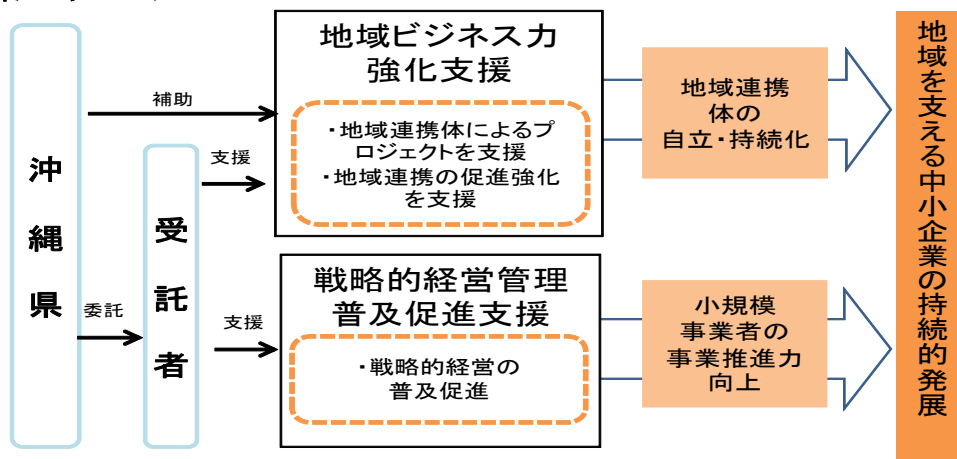
1. 地域ビジネス力強化支援(補助)

地域連携体による中小企業振興又は地域活性化に資するプロジェクトを公募・採択し、地域連携の促進強化に向けたハンズオン支援とともに一体的に支援する。
 補助額：2,000万円(上限額) 最長3年間
 補助率：1年目10/10、2年目9/10、3年目8/10

2. 戦略的経営管理普及促進支援(委託)

県内小規模事業者等に対し、経営計画の策定やPDCAサイクルに基づく進捗管理等といった戦略的経営管理の着実な実行支援と同手法に基づく事業経営の普及促進を図る。また、創業計画策定支援及び創業前準備の重要性の普及を行う。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

- 地域ビジネス力強化支援：8件
- 戦略的経営管理普及促進支援：43者
 内訳(戦略的経営管理：20者、創業前計画策定：23者)

5. 推進上の留意点

応募時から地域連携についてのブラッシュアップを行う期間を設ける。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

地域ビジネス力強化支援において、採択者による共同出展の機会を設け、採択者間の連携を図るとともに及びビジネス力強化に努める。

7. 今後の事業展開の方向性

地域を支える中小企業の持続的発展に向けて、引き続き取り組む。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(3) - 8 中小企業課題解決プロジェクト推進事業

2. 予算措置状況 平成30年度 335,798千円 (平成29年度 501,739千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

(1) 目的

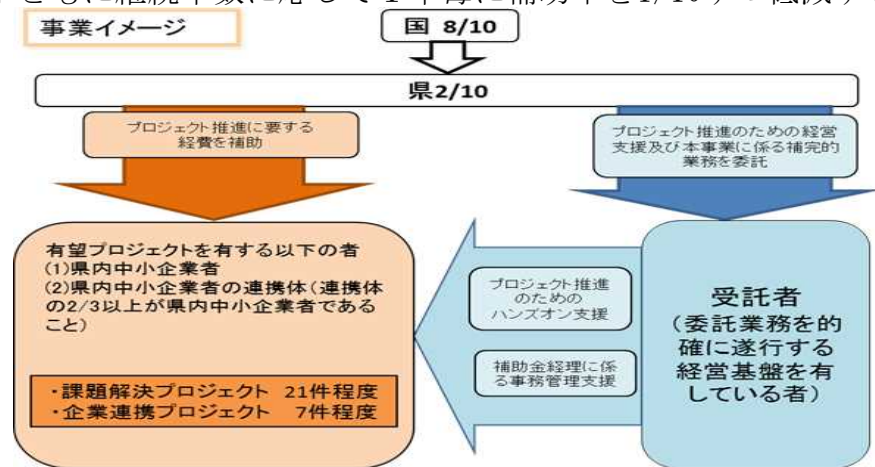
県内中小企業者の経営基盤の強化及び持続的発展を促進する。

(2) 内容

県内中小企業者の経営基盤強化及び持続的発展に資する次のプロジェクトを中小企業者等から広く公募・採択し、採択企業等に対する経営支援を行うとともにプロジェクト推進に要する経費を補助する。

- ① 課題解決プロジェクト：個別の中小企業者が抱える経営上の課題解決を図るプロジェクト (補助率9/10 上限500万円)
- ② 企業連携プロジェクト：中小企業者等の連携による競争力確保及び業界課題の解決を図るプロジェクト (補助率9/10 上限2,500万円)

※各プロジェクトともに継続年数に応じて1年毎に補助率を1/10ずつ低減する。(最長3年)



4. 平成29年度の実施状況

プロジェクト名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
課題解決プロジェクト	23件	27件	23件
企業連携プロジェクト	11件	15件	12件

※平成27年度より広域連携プロジェクト、地域連携プロジェクトを統合・再編し、企業連携プロジェクト、地域ビジネス力育成強化事業 (中小企業支援課所管) として実施。

5. 推進上の留意点

補助件数等の事業規模を縮小する中において、補助金やハンズオン支援の効果を最大限発揮できるよう事業効果を高める必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

本事業について広く周知を図り新たなプロジェクトの掘り起こしを進めるとともに、プロジェクトの効果を最大限高められるよう、継続プロジェクトについては年度内での継続審査を行い、4月初旬からプロジェクトの再開ができるよう改善を行う。また、過去の採択企業が持続的に発展していけるようフォローアップ支援を行う。

7. 今後の事業展開の方向性

従業者規模5人未満の事業所が全体の62.1% (H26年) を占めるなど、県内企業の多くは零細で脆弱な経営基盤を抱えている。また、廃業率も沖縄県は7.2%と全国の6.6%と比して高い現状にあり、引き続きこれらの改善に向けた支援を要する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 産業政策課 産業振興企画班
 TEL : 098-866-2330 FAX : 098-866-2440 E-mail : aa055204@pref.okinawa.lg.jp



(3) - 9 沖縄ものづくり振興ファンド事業

2. 予算措置状況 平成30年度 0千円 (平成29年度 0千円)
 ※平成26年度 1,280,611千円 (ファンド規模 15.25億円)

3. 事業の概要

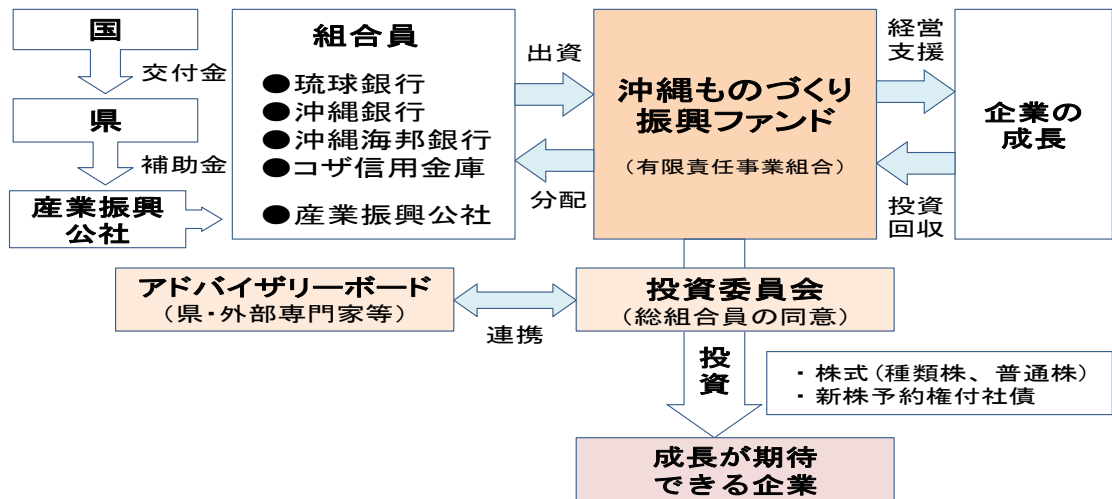
(1) 目的

中小ものづくり企業の資金調達手法の多様化を図るとともに、成長が期待できる企業に投資することにより、企業の競争力を強化し、県内ものづくり産業の振興を図る。

(2) 内容

(公財)沖縄県産業振興公社と地元4金融機関(琉銀、沖銀、海銀、コザ信金)で構成する「沖縄ものづくり振興ファンド有限責任事業組合」より、将来有望な県内ものづくり企業に対し投資を実行する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

平成29年度は投資委員会において投資案件3件の検討を実施した。当該案件について、投資額及び投資時期について関係機関との調整を行っている。

5. 推進上の留意点

投資期間については、平成30年6月30日までとなっている。投資期間終了後は企業育成期間として追加投資は可能。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

公的資金による投資のメリット等の周知を図るとともに、中小ものづくり企業に資金供給、経営支援を行い、企業の競争力を強化する。

7. 今後の事業展開の方向性

今後も引き続き、県内ものづくり企業に対して投資を実施するとともに、投資を受けた企業の成長を促すよう、積極的なハンズオン支援(経営面のきめ細やかな助言等)を行う。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 ものづくり振興課 製造産業班
 TEL : 098-866-2337 FAX : 098-866-2447 E-mail : aa055301@pref.okinawa.lg.jp



(3) -10 県融資事業（利子補給事業）

2. 予算措置状況 平成30年度 14,425千円（平成29年度 10,438千円）

3. 事業の概要

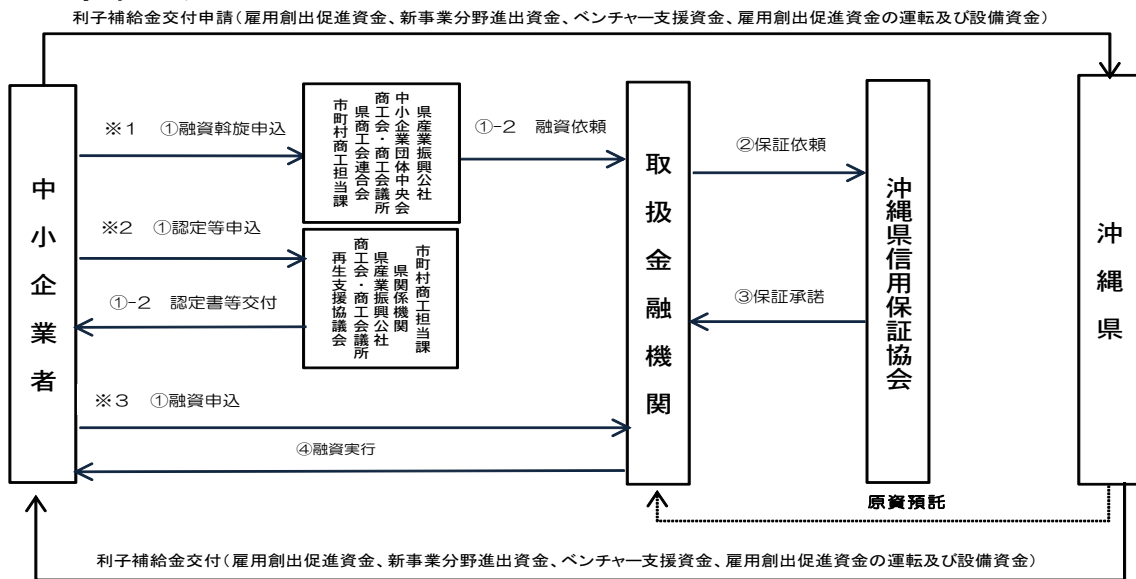
(1) 目的

県融資制度の中でも政策性が高い資金に対して利子補給を行うことで、中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

中小企業の経営基盤強化、雇用の拡大、経営革新・多角化、新製品・新サービスに係る事業化促進等を図るため、雇用創出促進資金、新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金及び創業者支援資金の貸付を受けた中小企業者を対象に、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H24)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数(件)		42	43	65	217
金額(千円)		3,389	4,105	5,610	18,470

5. 推進上の留意点

平成25年第1回中小企業振興会議において、沖縄県商工会連合会から利子補給率の拡充について要望がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

創業者支援資金の融資限度額拡充に伴い、利子補給対象の融資限度額も拡充(1,000万円→2,000万円)した。

7. 今後の事業展開の方向性

引き続き、時宜に即した制度の見直しを行う。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(3) -11 地域商業活性化支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 9,816千円 (平成29年度 11,000千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

商店街等による活性化プラン策定の支援、プランに沿った活性化事業の支援により、商店街等の活性化を計画的かつ効率的に取り組めるようにし、また、商店街等の活性化を行ううえで重要な商店街等の組織強化及び商店街等同士の連携強化などによるリーダー育成を推進し、商店街・通り会の中長期的な活性化を図る。

(2) 内容

- ①：研修への派遣、勉強会、他の商店街等との交流などの組織強化事業への支援
 - ②：外部専門家のハンズオン支援を活用する活性化プラン策定事業への支援
 - ③：②の活性化プランに基づいた事業や国等の補助事業等の活性化事業への支援
- 上記3つの支援により、商店街・通り会の活性化を図ります。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

●商店街等組織強化事業支援：2件、商店街等活性化プラン策定事業支援：1件

5. 推進上の留意点

②商店街等活性化プラン策定および③商店街等活性化事業については、商店街等の単独による取り組みではなく、市町村との連携体とします。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

商店街等活性化の入口にあたる商店街等活性化プラン策定については、取り組みに入りやすいように補助率10/10にしております。(※中核市は1/2)
 プラン策定や活性化事業などの大きな取り組みだけではなく、組織強化へと繋がる研修参加、勉強会開催、他商店街視察などへの支援メニューも準備しております。

7. 今後の事業展開の方向性

本事業による商店街等の活性化を続けるとともに、実施された事業の報告をまとめ、県内各市町村、商工会議所・商工会を通しての商店街への情報提供に取り組む。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

中小企業庁が地域文化資源活用空間創出事業（平成29年度補正予算額15.0億円）を実施し、地域・まちなか商業活性化支援事業（平成30年度予算額16.3億円）を予定している。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-866-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

(3) -12 県融資制度（雇用創出促進資金）

2. 予算措置状況 平成30年度 150,000千円 （平成29年度 180,000千円）

3. 事業の概要

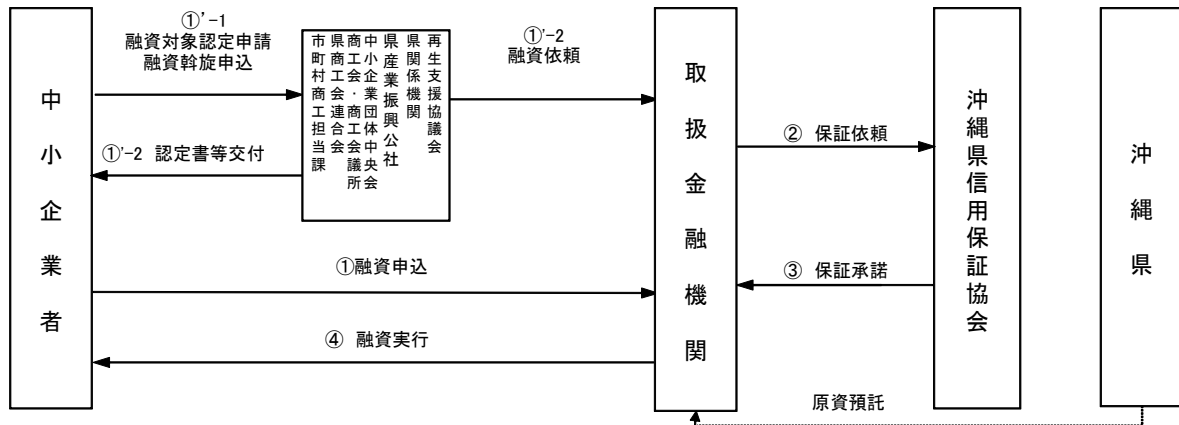
(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

中小企業による雇用の拡大を図るため、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとするか、非正規雇用の従業員を正規雇用等に転換する中小企業者、協同組合等を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金を融資する。

<事業スキーム>



県融資制度の一般的なスキーム図

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H17)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数 (件)		23	16	13	137
金額 (千円)		331,600	256,200	253,930	2,098,070

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

金利引き下げ (1.75%→1.50%以内)

7. 今後の事業展開の方向性

引き続き、県の雇用施策と連動した制度となるよう見直しを行う。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

県や沖縄労働局において雇用関係の様々な助成金等がある。これらのような助成金制度に加え融資制度を継続して運用し、県内中小企業者の雇用拡大を支援したい。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

(3) -13 機械類貸与制度原資貸付事業

2. 予算措置状況 平成30年度 400,000千円 (平成29年度 400,000千円)

3. 事業の概要

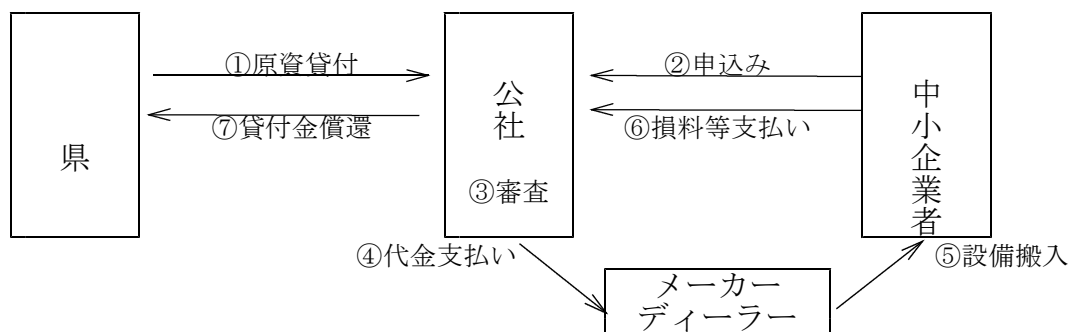
(1) 目的

中小企業の設備の近代化及び合理化を推進し、生産性の向上を図る。

(2) 内容

中小企業の設備の近代化及び合理化を推進し、生産性の向上を図るため、沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程に基づき、(公財)沖縄県産業振興公社(以下公社とする)が実施する機械類貸与制度事業に必要な原資の貸付を行う。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
貸与企業数(社)		16	7	13	781
貸付金額(千円)		241,170	77,570	167,080	11,936,760

5. 推進上の留意点

中小企業の生産活動に必要な機械・設備等の確保に資金調達上有利な制度となっているため、継続、強化する必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

貸与利率の引き下げ等の要件緩和の検討および周知強化により、利用者拡大を図る。

7. 今後の事業展開の方向性

原則、無担保で設備を導入することができ、信用保証協会の保証枠や不動産担保に余力を持たせることができるため、設備投資後も運転資金等の資金調達を円滑に行うことが可能であり、多様な資金調達手段の観点から事業継続する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

貸与実施機関たる公社より、当該事業の継続要望がある。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

(3) -14 県融資制度（組織強化育成資金）

2. 予算措置状況 平成30年度 216,000千円 （平成29年度 268,520千円）

3. 事業の概要

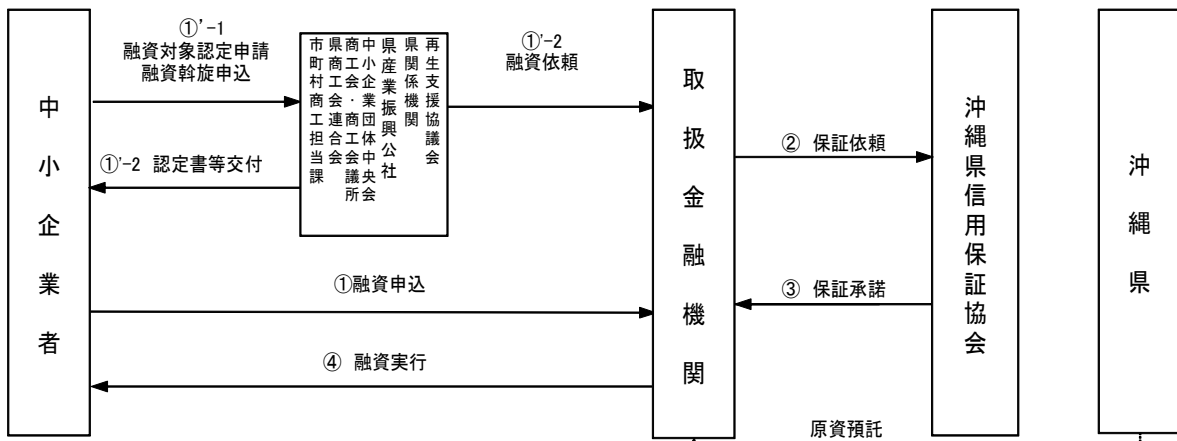
(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

中小企業の組織化促進、中小企業組合の育成・支援等を図るため、商工業関係組合及び構成企業を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金を融資する。

＜事業スキーム＞



図

県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(S51)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数(件)		10	9	9	1,170
金額(千円)		128,000	151,500	91,200	20,315,690

5. 推進上の留意点

利用促進

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

現行通り、制度を運用していく。

7. 今後の事業展開の方向性

今後も沖縄県中小企業団体中央会と連携し、中小企業者の組織強化を金融面から支援する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

当該資金は、沖縄県中小企業団体中央会の融資あっせんにより、県内事業協同組合等を主な融資対象とし、中小企業者の組織強化を図るものである。同中央会におかれては、取扱金融機関である商工中金那覇支店と連携し、今後も利活用促進に向けて取り組んでいただきたい。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(3) -15 中小企業総合支援事業 (中小企業支援センター)

2. 予算措置状況 平成30年度 78,999千円 (平成29年度 78,999千円)

3. 事業の概要

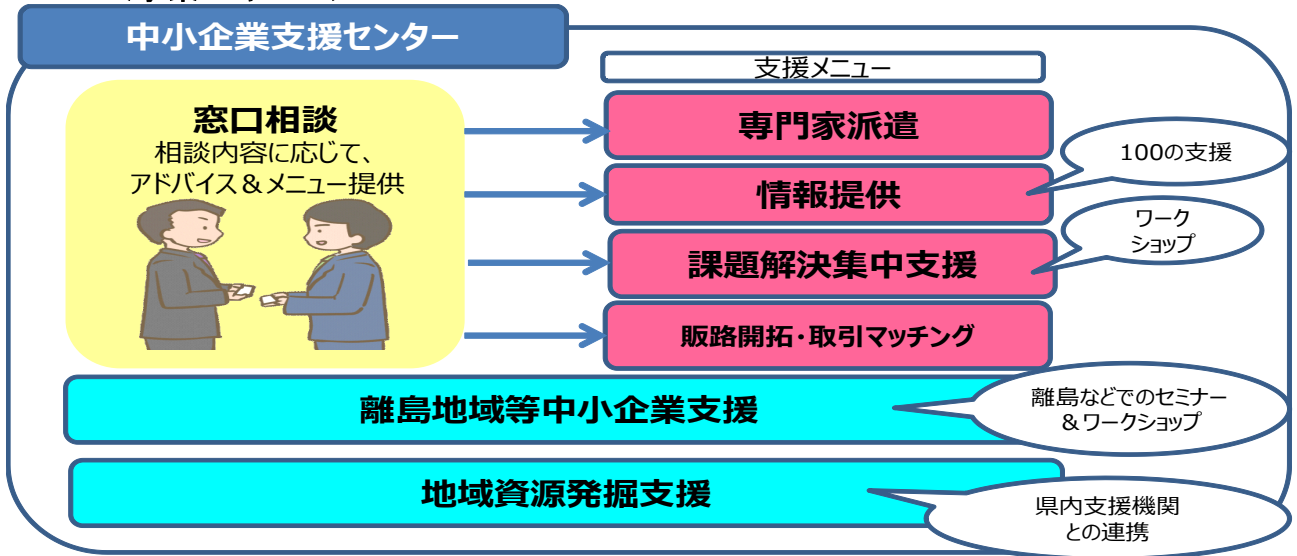
(1) 目的

中小企業者の経営革新や創業者の事業活動の支援を行うため、ワンストップサービスの提供を図る。

(2) 内容

中小企業者、創業者の経営相談窓口を設置し、専門家派遣等によるワンストップサービス支援体制を構築する(中小企業支援センター事業)。

＜事業スキーム＞



4. 平成29年度の実施状況

- 相談対応延べ 2,762件 ●専門家派遣対応 186回
- 離島地域等セミナー 座間味村、渡嘉敷村、北部地区 (国頭村・東村・大宜味村、宜野座村・金武町)
- 課題解決集中支援 3社 ●取引マッチング支援 26件

5. 推進上の留意点

中小企業・小規模事業者からの相談窓口は、中小企業支援センターの他に「よろず支援拠点」や、下請かけこみ寺、事業引継ぎ支援センター、消費税転嫁相談等、特別な窓口が存在する。引き続き沖縄県プラットフォーム推進協議会を通じて支援機関の相互連携の構築を図ることが重要である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

- 各支援機関との連携を図る「沖縄県プラットフォーム推進協議会」の体制見直し

7. 今後の事業展開の方向性

経営支援体制を強化するため、県内各支援機関と連携し、ワンストップサービスの提供を図っていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(3) -16 組織化指導事業 (沖縄県中小企業団体中央会)

2. 予算措置状況 平成30年度 107,223千円 (平成29年度 107,231千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業者の経営の安定、近代化の促進を図るため、中小企業の組織化を推進する。

(2) 内容

規模の過小性、資金調達力や情報収集力の弱さなど中小企業者が直面する経営上困難な問題解決のため、中小企業団体中央会に対し補助と指導を行うことにより、中小企業の組織化を図り、中小企業組合の育成及び支援の促進を行う。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

項目	過去3年間			過去3年度(H27~H29)の累計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
組合設立件数(件)	8	8	13	29
設立及び運営相談件数(件)	17,411	17,538	22,644	57,593
補助金交付額(千円)	107,422	107,611	106,315	321,348

5. 推進上の留意点

組合新規設立等の潜在的ニーズを掘り起こすため、組合制度についての普及啓蒙を図る必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

各組合の管理運営を支援するため、組合事務局役職員の資質向上に関する事業を実施する。

7. 今後の事業展開の方向性

沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、中小企業等の総合支援の推進として、中小企業の生産性の効率化を図るため、組織化・協業化及び中小企業協同組合等の組織機能の強化を促進することとしている。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

国においては、中小企業の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、全国中小企業団体中央会に対し、中小企業者に対する組合設立指導並びに組合に対する運営指導等を行う経費を補助している。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班
 TEL: 098-866-2343 FAX: 098-861-4661 E-mail: aa052108@pref.okinawa.lg.jp



**(3) -17 小規模事業者経営支援事業
(各商工会・商工会議所)**

2. 予算措置状況 平成30年度1,166,634千円 (平成29年度 1,169,854千円)

3. 事業の概要

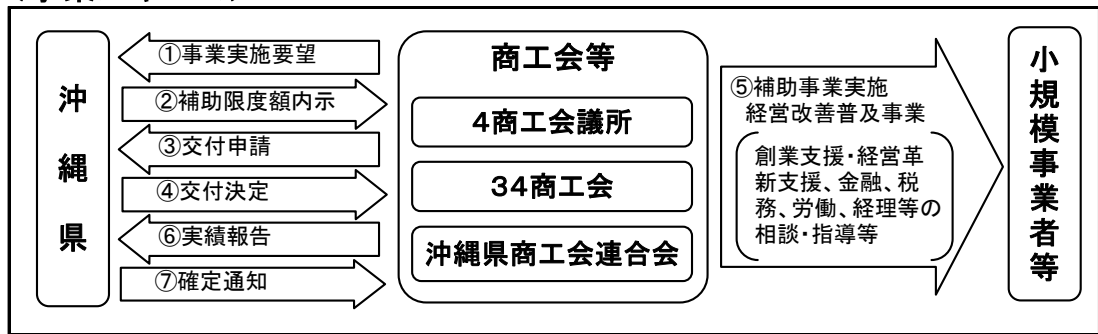
(1) 目的

小規模事業者の経営改善等を図るため、商工会等が行う経営改善普及事業(金融、税務、労働、取引、経理等の相談・指導)に対して助成を行う。

(2) 内容

商工会及び商工会議所、沖縄県商工会連合会が、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(経営改善普及事業)を実施することにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、経済の健全な発展に寄与する。

＜事業スキーム＞



4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			過去3年(H27～H29)の累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
補助事業数(件)		39	39	39	39
補助金交付額(千円)		1,160,344	1,164,115	1,167,172	3,491,631
補助対象職員数(人)		223	223	223	669
相談延べ回数(件)		71,043	74,437	73,826	219,306

5. 推進上の留意点

小規模企業振興基本法及び改正小規模支援法の成立により、商工会等には小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援など、一層の支援能力向上が求められる。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

経営指導員の資質向上を図り、商工会等の支援能力の向上に努める。

7. 今後の事業展開の方向性

商工会・商工会議所による事業者支援能力の向上を図ることにより、若手の創業意欲の喚起に取り組み、開業率を高めながら、廃業率の低下、さらには中小企業の経営基盤の強化に向け、支援体制の強化を図っていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

小規模企業振興基本法及び改正小規模支援法が成立し、小規模企業振興について「事業の持続的発展」を基本原則とした施策を展開していくこととされている。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班
TEL: 098-866-2343 FAX: 098-861-4661 E-mail: aa052108@pref.okinawa.lg.jp



**(3) -18 沖縄雇用・経営基盤強化事業
(各商工会・商工会議所)**

2. 予算措置状況 平成30年度 9,357千円 (平成29年度 9,357千円)

3. 事業の概要

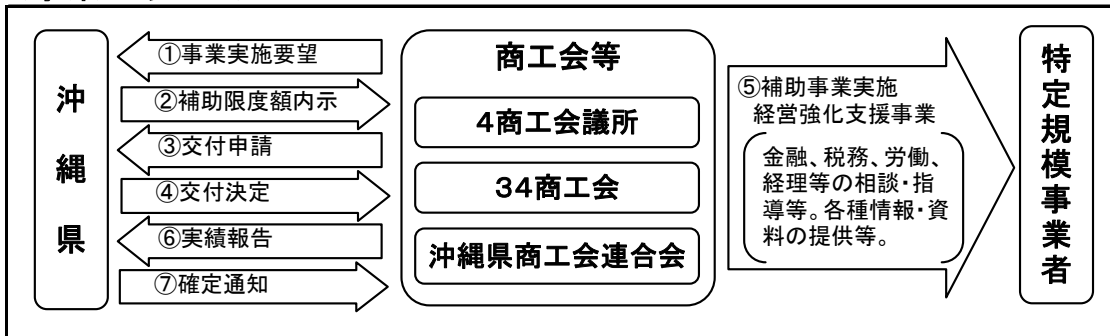
(1) 目的

沖縄県における厳しい雇用環境に鑑みて、一定の事業規模を有する者の経営基盤を強化し、廃業率を低下させ、沖縄県の雇用環境の改善を図る。

(2) 内容

商工会及び商工会議所、沖縄県商工会連合会が、特定規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(経営強化指導事業)へ助成を行い、特定規模事業者の経営基盤の充実を図り、経済の健全な発展に寄与する。

＜事業スキーム＞



4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			過去3年間の累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
補助事業数(件)		39	39	39	39
補助金交付額(千円)		9,357	9,357	9,357	28,071
相談延べ回数(件)		1,108	1,657	2,084	4,849

5. 推進上の留意点

景気の動向や流行、情報化・国際化など時代の流れにより、事業者の抱える悩みは多種多様化してきている。指導する側にも事業者の悩みに対応できる最低限の知識や技術が必要となっており、常に指導員のスキルアップは必要である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

商工会地区において、特に対象事業者の多い地区に選択・集中して事業を実施するように努めることで、事業効果を高める。

7. 今後の事業展開の方向性

商工会・商工会議所による事業者支援能力の向上を図ることにより、若手の創業意欲の喚起に取り組み、開業率を高めながら、廃業率の低下、さらには中小企業の経営基盤の強化に向け、支援体制の強化を図っていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

特定規模事業者は、本事業の支援を受けることにより、沖縄振興開発金融公庫の融資制度の一つである「沖縄雇用・経営基盤強化資金」の融資を受けることができるようになる。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班
TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



**(3) -19 沖縄型総合就業支援拠点形成事業
(グッジョブセンターおきなわ)**

2. 予算措置状況 平成30年度 65,952千円 (平成29年度 63,252千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

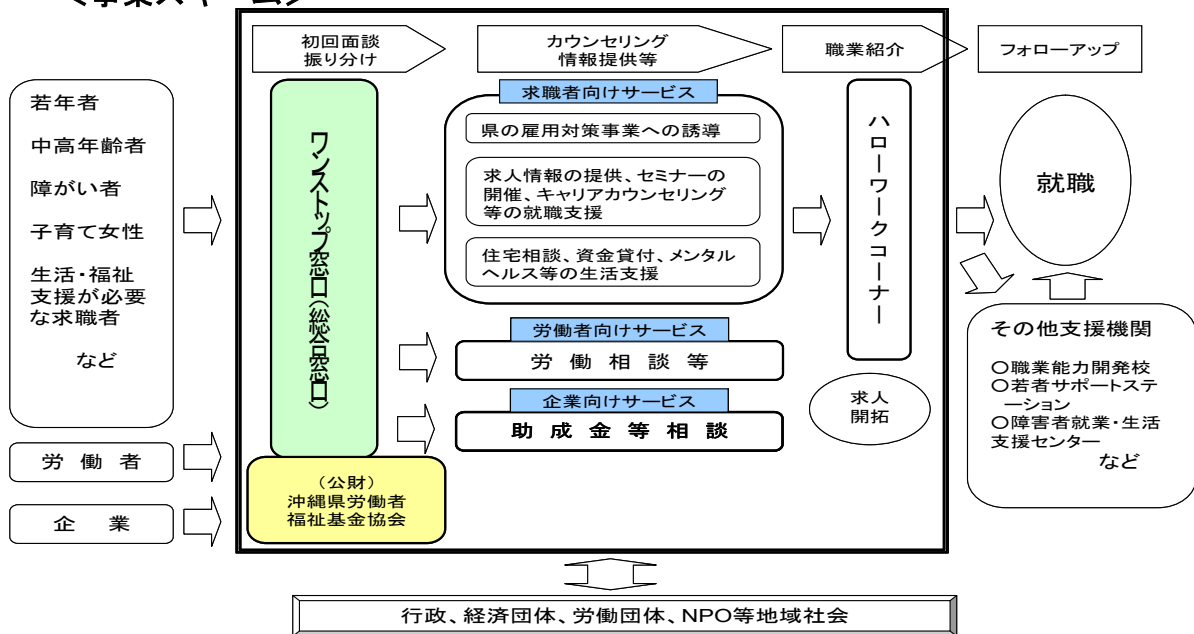
求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、公労使が一体となって、生活から就労までをワンストップで支援する総合的な就業支援拠点（グッジョブセンターおきなわ）を設置し、本県の厳しい雇用失業情勢の改善を図る。

(2) 内容

グッジョブセンターおきなわの管理運営を行うとともに、センターに入居する機関はもとより、センター外で求職者支援を行う関係機関等との有機的な連携を促進し、拠点機能を高めるための連絡調整等を行う。

具体的には、総合窓口で専門のコーディネーターを配置し、求職者を適切な支援機関へつなぐことや、関係機関等の情報提供を行うこと、センター入居機関職員の資質向上セミナー等の開催や、研修・交流事業等を行っている。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

- 利用者のべ人数 25,140人
- 1日平均来所者数 103人

5. 推進上の留意点

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

拠点機能の拡充、引いては、更なる完全失業率の改善を図る。

7. 今後の事業展開の方向性

平成30年度にモノレール旭橋再開発地区に現グッジョブセンターを移転し、施設規模と機能を拡充する予定であることから、施設の運営体制も強化していく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

ハローワーク等グッジョブセンター入居機関と移転に向けた調整を随時行っている。

【問い合わせ先】 雇用政策課 雇用企画班
TEL：098-866-2324 FAX：098-866-2349 E-mail：aa059100@pref.okinawa.lg.jp



**(3) -20 事業主向け雇用支援事業
(グジョブセンターおきなわ内)**

2. 予算措置状況 平成30年度 26,565千円 (平成29年度 28,547千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

国や県、市町村等が行っている雇用施策を含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士などの専門家により、事業主向けの雇用相談及び情報発信を行う。相談者の状況に最も適した制度等の紹介及び活用の助言、ならびに関係機関等の案内を行うことにより、新規雇用の促進、正規雇用化促進、従業員の育成定着支援等を図り、本県の雇用の量の拡大及び質の向上につなげることを目的とする

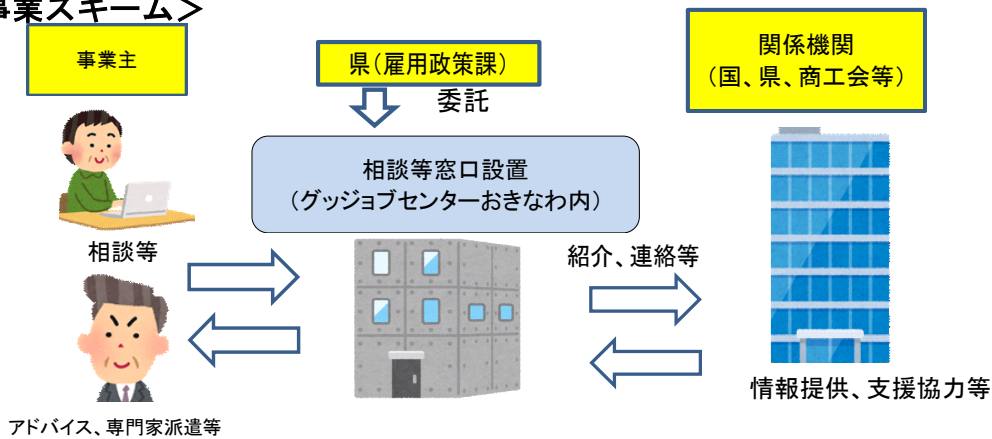
(2) 主な内容

- ① 雇用関係助成金相談
- ② 新規雇用・創業相談
- ③ 正規雇用化相談
- ④ 人材確保・採用支援相談 (求人票の作成のアドバイス等含む。)
- ⑤ その他事業主向け雇用に関する相談

【実施内容】

- ・相談窓口 (グジョブセンターおきなわ) の設置及び周知広報
- ・巡回相談の実施 (本島北部・中部・宮古・八重山・その他地域)
- ・訪問相談の実施 (雇用支援施策の具体的な提示や活用アドバイスを行う。)
- ・正規雇用化に関する専門家派遣 (取り組みの初期・準備段階のアドバイス等)
- ・雇用施策に関するセミナーの開催
- ・雇用に関する助成金制度の冊子作成・配布

<事業スキーム>



3. 平成29年度の実施状況

相談支援件数 2,756件 (平成30年3月31日時点実績)

4. 推進上の留意点

事業主が、積極的に相談窓口を活用するよう周知広報を行う。

5. 平成30年度における改善点・強化のポイント

人材確保・採用支援相談ならびに正規雇用化相談を推進していく。

6. 今後の事業展開の方向性

新規雇用の促進、正規雇用化促進、従業員の育成定着支援等を図り、雇用の量の拡大のみならず、質の向上につながるよう相談支援を行う。

7. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

助成金案内冊子「Smile (すまいる)」について、関係機関による原稿作成・校正の協力があり、毎年見直しを行って誌面の充実を図っている。

【問い合わせ先】 雇用政策課 雇用対策班
TEL : 098-866-2324 FAX : 098-866-2349 E-mail : aa059100@pref.okinawa.lg.jp



(3) -21 工業技術支援事業 (沖縄県工業技術センター)

2. 予算措置状況 平成30年度 7,422千円 (平成29年度 6,335千円)

3. 事業の概要

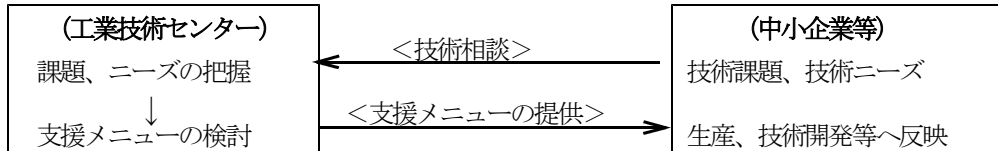
(1) 目的

企業等が直面している技術課題の解決や技術ニーズに応えることにより、生産性や品質の向上、新技術、新製品の開発等を支援する。

(2) 内容

技術課題の内容または技術ニーズに即して、下記の技術支援サービスを提供する。
 ○技術相談、指導 ○依頼試験 ○機器の開放、施設提供
 ○人材育成(研修生受入、講習会の開催) ○技術情報の提供

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間		
		H27	H28	H29
技術相談(延べ件数)		295	264	535
技術指導(〃)		120	60	41
依頼試験(〃)		1,841	1,030	1,181
機器開放(〃)		431	650	628
研修生受入(延べ人数)		19	12	20
講習会(開催数、受講者数)		6(174)	8(155)	13(439)
技術情報誌(発行回数)		3	3	3
技術支援事例(事例件数)		9	0	6

5. 推進上の留意点

- ① 多様化する業界の技術課題や技術ニーズに対応するための人員が不足している。組織内の人事配置等企業へ対応する人員の確保、または職員の資質の向上が必要である。
- ② 6次産業化等による新規参入の業者においては、工業技術センターの支援業務について認知されていないため、企業ニーズの掘り起こしのために積極的なPR活動が必要である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

- ① 研究支援業務の機能性向上のため、食品・化学研究班と生産技術研究班、2班の研究体制から、食品・醸造班、環境・資源班、機械・金属班の3班体制に再編し、企画管理班と技術支援の窓口業務を、総合支援窓口機能として統合・強化することで、技術相談から研究開発までシームレス(一気通貫型支援)な製造業支援を実現する。
- ② 技術情報の収集や職員の資質向上を図り、対応可能な分野の裾野を広げると共に企業訪問を実施して工業技術支援事業のPRに努める。

7. 今後の事業展開の方向性

- ① 県内製造業の生産性や品質の向上や新技術・新製品の開発を促進するため、技術相談・技術指導、依頼試験、機器開放、技術情報の提供などの技術支援を行う。
- ② 工業技術センターの利用に不便な離島地域等の企業訪問、巡回指導を積極的に行う。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

一般社団法人沖縄県発明協会「特許等取得活用支援事業」における中小企業等支援機関連携会議の実施
 沖縄県産業振興公社による沖縄県プラットフォーム推進協議会の実施

【問い合わせ先】 沖縄県工業技術センター
 TEL: 098-929-0114 FAX: 098-929-0115 E-mail: kousi@pref.okinawa.lg.jp



(3) -22 アジア・ビジネス・ネットワーク事業

2. 予算措置状況 平成30年度 55,629千円 (平成29年度 58,572千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

(1) 目的

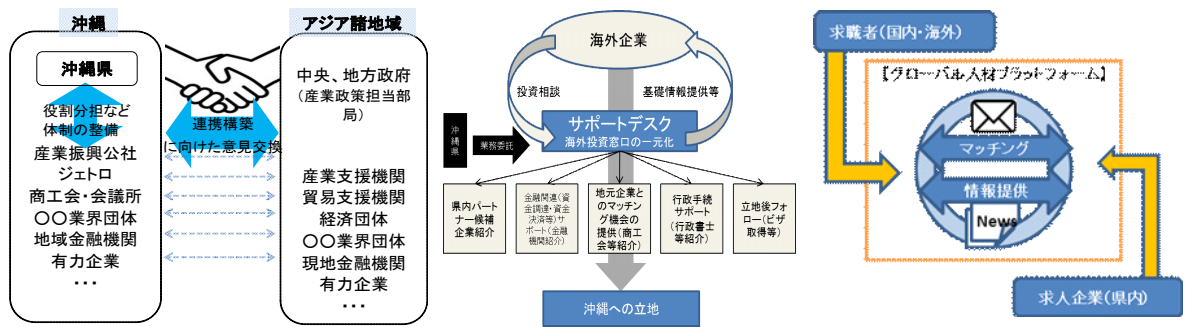
アジアにおけるビジネス・ネットワークを構築するため、海外企業と県内企業双方のビジネスニーズ実現に向けた連携に関する協議を、現地の産業政策担当部局等と行うとともに、県内における体制づくりを行う。

(2) 内容

- ① 県内企業等と海外企業等とのビジネスネットワーク構築に向けた支援等を行う。
- ② 海外企業の誘致等を促進するため、言語、商習慣、法的課題などについてサポートする窓口を運営する。
- ③ 県内企業のグローバル人材確保を支援するため、プラットフォームサイトの設置運営や、県内企業とグローバル人材のマッチングを促進する。

<事業スキーム>

- ① ビジネス・ネットワークを構築
- ② サポート窓口を運営
- ③ グローバル人材マッチング



4. 平成29年度の実施状況

	平成28年度(10月～3月)	平成29年度
相談等対応企業数	54社	137社

5. 推進上の留意点

インバウンド、アウトバウンド双方のビジネスニーズ実現に向け、県海外事務所を始め、内外の関係機関との連携が必要である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

ビジネス・ネットワーク構築業務とサポート窓口運営業務の統合に加え、県内企業とグローバル人材とのマッチングなどの支援を行うことで、アジア諸地域とのビジネス連携を強化する。

7. 今後の事業展開の方向性

ビジネス・ネットワーク構築とサポート窓口の連携により相乗効果を図る。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

海外事務所所在地や委託駐在員を配置している地域においては、日本貿易振興機構(ジェトロ)などの関係機関と連携しながら、当該施策に取り組む必要がある。

【問い合わせ先】アジア経済戦略課 戦略推進室

TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526 E-mail : aa050075@pref.okinawa.lg.jp



(3) -23 U・IターンIT技術者確保支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 62,024千円 (平成29年度 62,595千円)
 ※地方創生推進交付金

3. 事業の概要

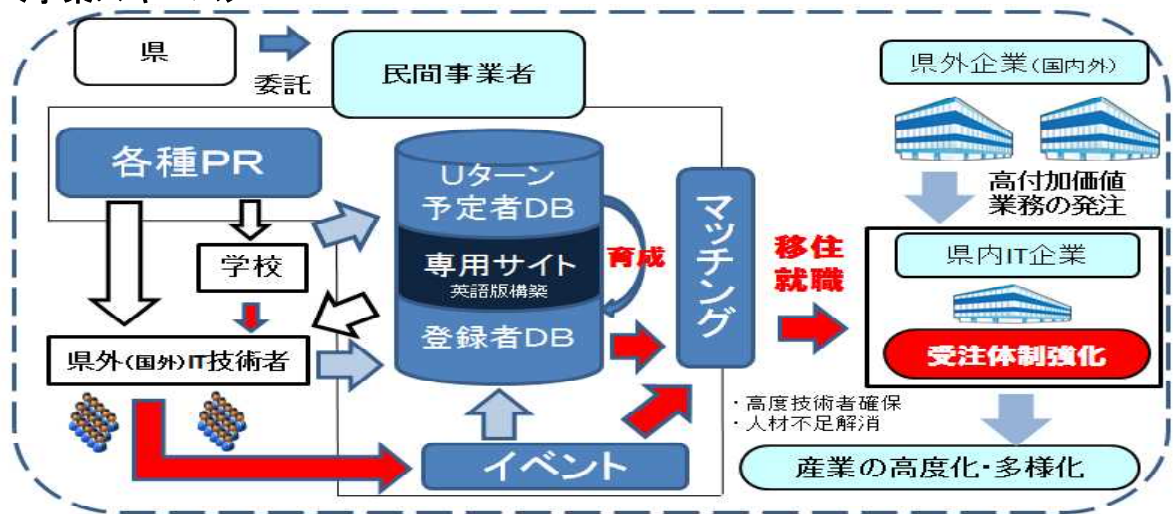
(1) 目的

県内情報通信関連企業が行うU・IターンIT技術者の採用活動を支援することで、高度なスキルを有する技術者の集積を促し、県内企業の高付加価値業務の受注体制強化するとともに、県内情報通信関連産業の売上高の増加や高度化・多様化を図る。

(2) 内容

専用サイト等による情報発信、就職フェアの開催、関連イベントへの出展、相談員による県内企業と県外技術者のマッチング、県内教育機関訪問によるUターン予定者のデータベースの登録促進等を行う。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況 (平成30年3月31日時点)

専用サイトによる情報発信を始め、移住フェスを5回開催した。主催イベントには、延べ147社の県内企業と、396名のU・Iターン希望者が参加し、個別面接が159件、採用内定が48件となっている。

5. 推進上の留意点

本県の情報通信関連産業の集積状況や、専用サイトを始めとするU・Iターンに関する取組に関する認知度を上げる必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

効果的な広報を行うとともに、県内教育機関訪問によるUターン予定者のデータベース登録を促すなど、当該事業の認知度の向上を図る。

7. 今後の事業展開の方向性

引き続き、県内企業が行うU・Iターン技術者の採用活動を支援し、県内情報通信産業の売上高の増加や高度化・多様化を図っていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

-

【問い合わせ先】 情報産業振興課 誘致推進班
 TEL：098-866-2503 FAX：098-866-2455 E-mail：aa058100@pref.okinawa.lg.jp



(3) -24 アジア I T 人材交流促進事業

2. 予算措置状況 平成30年度 18,426千円 (平成29年度 28,484千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

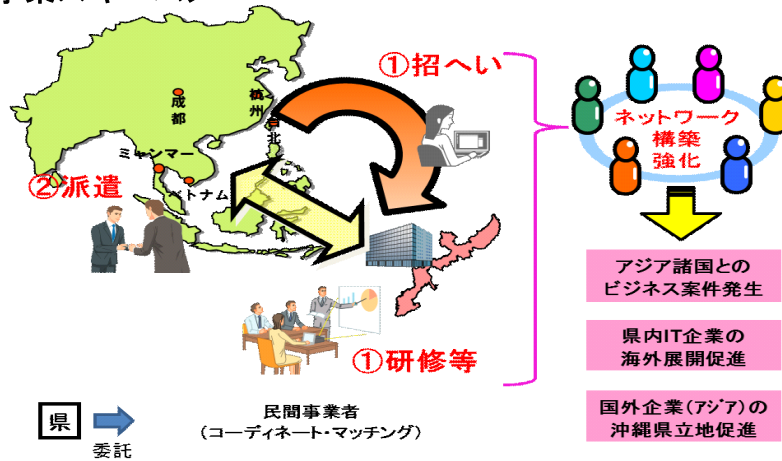
(1) 目的

県内情報通信関連企業のアジア諸国向けビジネスの展開や、アジア I T 企業との連携・協業による国内外向けビジネスの創出等、沖縄とアジア諸国の双方向ビジネスの展開を促進するため、沖縄とアジアを結ぶ人的ネットワークの構築等を支援する。

(2) 内容

- ① アジア I T 企業から技術者や経営者等を招へいし、県内企業での O J T 研修の実施、県振興施策や県内 I T 関連施設の紹介、また、県内情報通信関連企業関係者との意見交換会やビジネスマッチング会を実施する。
- ② 県内 I T 企業の経営者等をアジアへ派遣し、現地の投資環境視察や、I T 企業関係者との意見交換等を実施する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況 (人)

		H25	H26	H27	H28	H29	合計
招へい	技術者	13	16	21	13	16	79
	経営者	11	17	16	14	16	74
派遣	経営者等	-	-	14	21	10	45

5. 推進上の留意点

アジア I T 企業と県内 I T 企業間の人的ネットワークの維持やビジネスの継続が課題であり、両者のより詳細なニーズの把握に努める等し、マッチングの精度を高める必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

現地の I T 団体や日系企業との連携を強化し、より効果的に人的ネットワークの構築を図る。

7. 今後の事業展開の方向性

引き続き、沖縄とアジアを結ぶ人的ネットワーク構築を支援することで、沖縄とアジアの双方向ビジネス展開を促進する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

-

【問い合わせ先】 情報産業振興課 誘致推進班
 TEL : 098-866-2503 FAX : 098-866-2455 E-mail : aa058100@pref.okinawa.lg.jp



(3) -25 非正規労働者処遇改善事業

2. 予算措置状況 平成30年度 14,770千円 (平成29年度 19,853千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

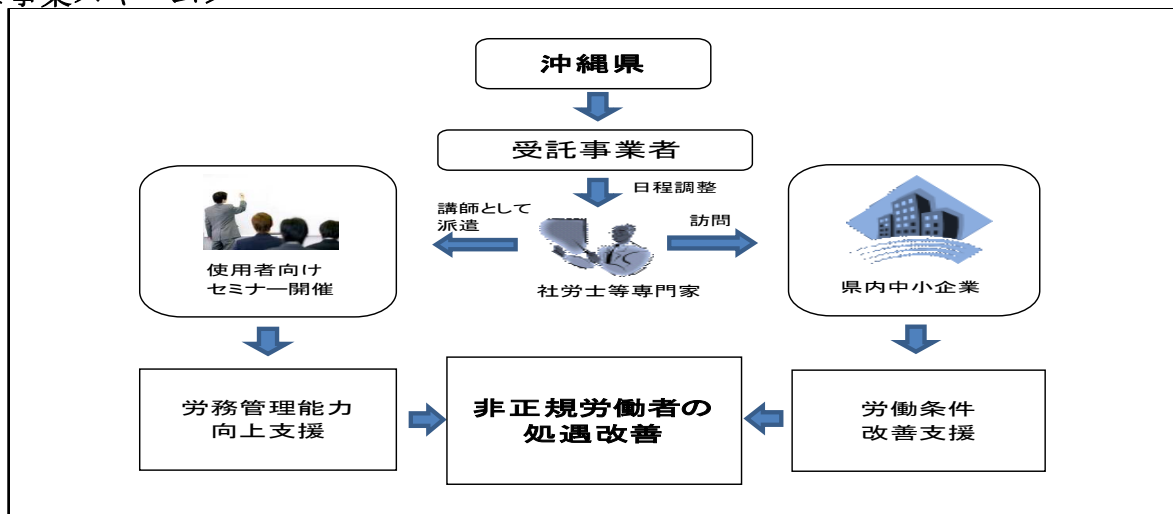
(1) 目的

非正規労働者を雇用している県内中小企業のそれぞれの実態に即した労働環境の整備を支援し、非正規労働者等従業員が働きやすい職場への改善を図る。

(2) 内容

専門家派遣による就業規則の見直し等を支援するとともに、労働条件の周知・啓発を図るための事業主向けセミナーを開催する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

- 県内中小企業30社に社会保険労務士等の専門家を派遣し、就業規則の見直し等の支援を実施。
- 労働条件の周知・啓発を図るための事業主向けセミナーを20回開催。

5. 推進上の留意点

本県の非正規雇用率は全国と比べると高いため、国や県の施策において正規雇用への転換等を促進する施策に取り組んでいるところであるが、自らの意思で非正規雇用を選択する労働者もいることから、非正規労働者が働きやすい職場環境を整備する必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

従来通り、専門家派遣及び事業主向けセミナーを実施する。

7. 今後の事業展開の方向性

多くの事業所に、従業員の処遇改善に取り組んでもらう必要があることから、専門家派遣の活用及びセミナー受講について、広く周知広報を行っていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

正規雇用の転換を促進する施策として、国による「キャリアアップ助成金制度」、県による「沖縄県正規雇用化企業応援事業」、「正規雇用化サポート事業」等を実施。

【問い合わせ先】 労働政策課 労政企画班
 TEL：098-866-2366 FAX：098-866-2355 E-mail：aa058009@pref.okinawa.lg.jp



(3) -26 ワーク・ライフ・バランス推進事業

2. 予算措置状況 平成30年度 9,004千円 (平成29年度 10,814千円)

3. 事業の概要

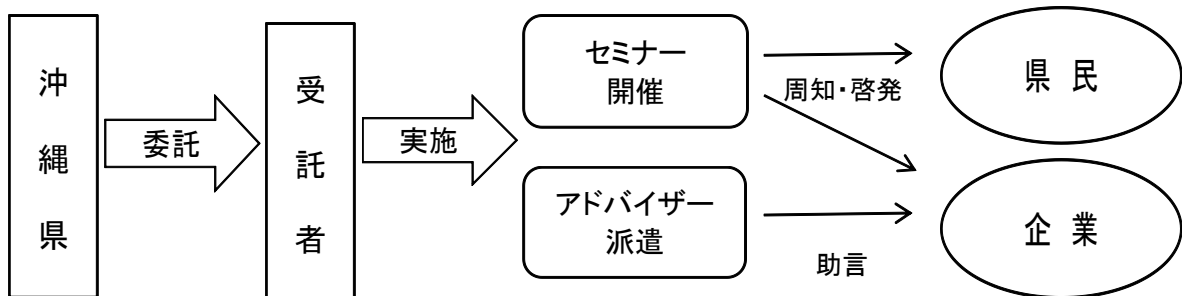
(1) 目的

従業員が安心して働き続けることのできる職場環境を整備し、労働者福祉の向上及び就業者の定着率の向上を図る。

(2) 内容

セミナーの開催等によるワーク・ライフ・バランスの周知・啓発及び広報を行うとともに、県内企業へアドバイザー（社会保険労務士等）を派遣し、企業内でのワーク・ライフ・バランスへの取組みを支援する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

- 県民及び企業向けセミナー 1回 (参加者298名)
- 経営者及び人事担当者向けセミナー 7回 (参加者138名)
- アドバイザー派遣 56回 (36社)
- 九州・山口地域が連携してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むプロジェクト（ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンプロジェクト）の一環として、冊子を共同作成し、周知啓発を図った。

5. 推進上の留意点

ワーク・ライフ・バランスの推進は、社員の満足度を高め、生産性を向上させるとともに人材の安定的な確保になることを理解してもらう取組みが必要である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

従来の取組みを推進するとともに、引き続き九州・山口の各県知事及び九州経済団体と連携してワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを進めていく。

7. 今後の事業展開の方向性

セミナー等を通して、県民や企業に対するワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、九州・山口地域と連携して、男性の働き方、家事や育児に対する意識を変えるための広域的な取組みを行う。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

平成27年度から実施しているワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンプロジェクトを引き続き実施していく。

【問い合わせ先】 労働政策課 労政企画班
 TEL：098-866-2366 FAX：098-866-2355 E-mail：aa058009@pref.okinawa.lg.jp



(3) -27 IT人材高度化支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 96,999千円 (平成29年度 136,699千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

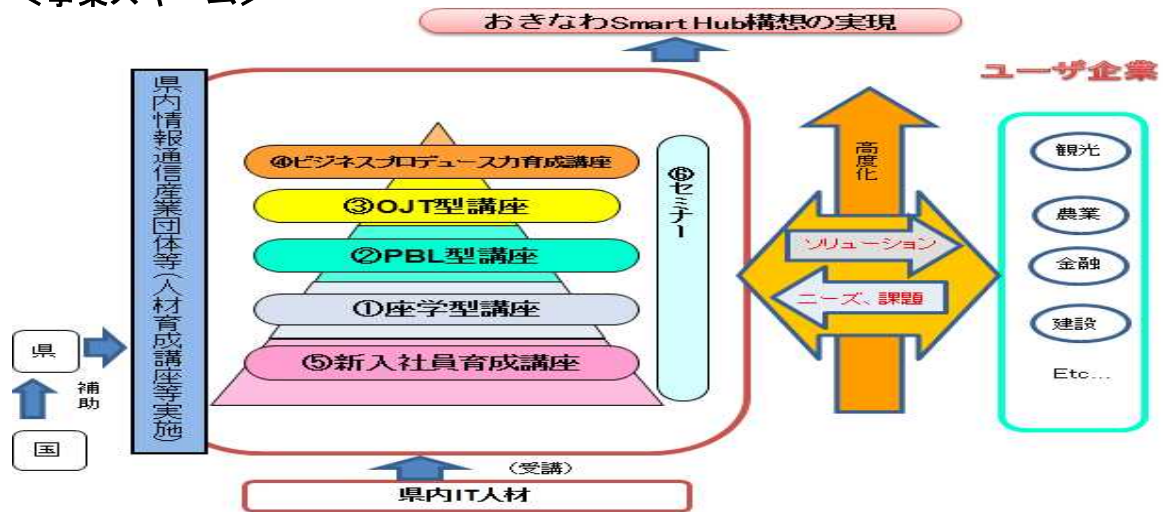
(1) 目的

県内IT関連企業の高付加価値業務の受注体制の構築及び業務受注型から業務提案型へビジネスモデルを移行するため、プロジェクトマネジメントスキルを有する中核人材に加え、新たなビジネスの開拓、創出、拡大を担う人材など、県内IT関連産業の振興を担う人材を育成する。

(2) 内容

情報通信関連団体等が実施主体となり、県内情報通信関連企業に就業している技術者や他産業のIT部門担当者等を対象に研修を実施する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

	H24		H25		H26		H27		H28		H29		合計	
	開講数	受講者数	開講数	受講者数	開講数	受講者数	開講数	受講者数	開講数	受講者数	開講数	受講者数	開講数	受講者数
PBL講座	20	170	30	151	26	131	14	70	13	67	6	30	109	619
OJT講座	23	85	21	21	28	28	54	54	66	66	51	51	243	305
Off-JT講座	69	471	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69	471
プレ講座	25	243	59	609	69	600	82	742	88	807	78	642	401	3,643
資格対策講座	—	—	—	—	—	—	15	112	14	116	35	278	64	506
合計	137	969	110	781	123	759	165	978	181	1,056	170	1,001	886	5,544

5. 推進上の留意点

事業効果の向上を図るため、4月(年度当初)から事業を執行する必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

これまでの講座に加え、新入社員向けの集合研修講座や新たなビジネスの創出に必要なプロデュース力を有する人材を育成する講座を実施する。

7. 今後の事業展開の方向性

当事業を広く周知することで、多くの県内企業の活用を促し、IT利活用人材の育成に取り組む。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 情報産業振興課 誘致推進班
 TEL: 098-866-2503 FAX: 098-866-2455 E-mail: aa058100@pref.okinawa.lg.jp



(3) -28 県内企業雇用環境改善支援事業

2. 予算措置状況 平成30年度 30,486千円 (平成29年度 43,546千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

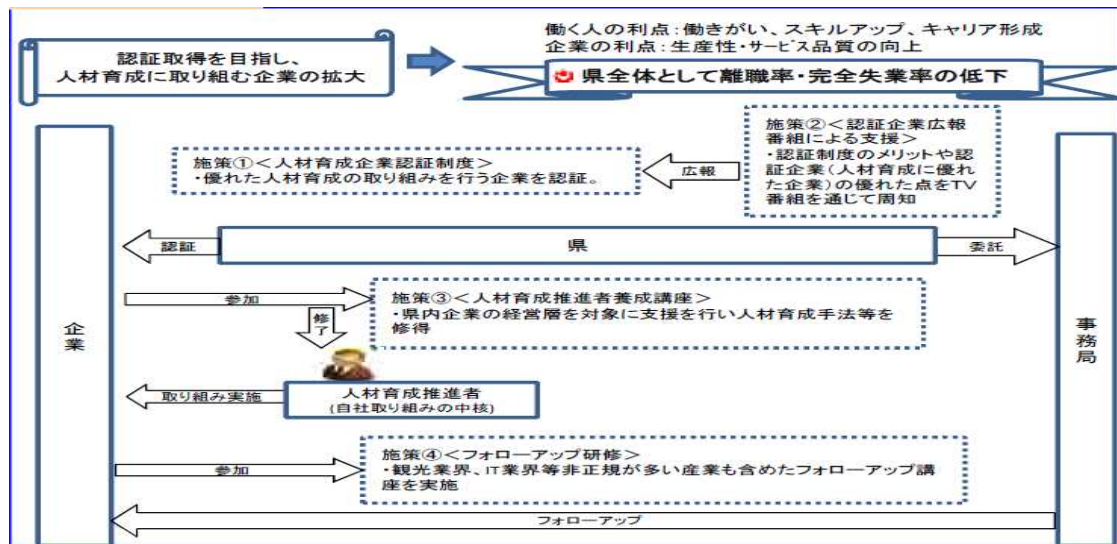
(1) 目的

県内企業の人材育成の取り組みを支援することにより、従業員のスキルアップとキャリア形成を実現する働きがいのある企業づくりを行い、離職率と完全失業率の改善に繋げる。

(2) 内容

- ①優れた人材育成の取組みを行っている企業を認証する「沖縄県人材育成企業認証制度」の実施
- ②経営者や人事担当者を対象に、人材育成の手法や考え方を修得し、各企業で実践できるスキルを身につける「人材育成推進者養成講座」の実施
- ③認証制度のメリットや認証企業の優れた点をTV番組等を通じて周知することで認証申請の増加を促す

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況 (平成30年3月末時点の実績)

- 人材育成企業認証数：10社 (累計35社)
- 人材育成推進者養成企業数：49社

5. 推進上の留意点

人材育成推進者養成講座を受講した者が各社において人材育成の取り組みを進めているが、各社様々な課題があり、受講後の社内での実践に向けて適宜フォローが必要な場合がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

人材育成推進者養成講座や人材育成企業認証の取得企業の成果や事例について、周知・広報を強化するため、TV番組の制作等を行う。

7. 今後の事業展開の方向性

本事業により、県内企業の人材育成の取組みを促し、働きやすく、かつ、働きがいのある企業内雇用環境を整備し、雇用の質の向上を図っていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

人材育成の推進については、国においても各種助成金などにより事業所への支援を行っている。

【問い合わせ先】 雇用政策課 雇用企画班
 TEL：098-866-2324 FAX：098-866-2349 E-mail：aa059100@pref.okinawa.lg.jp



(3) -29 県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針

2. 予算措置状況

—

3. 事業の概要

(1) 目的

需要の停滞、移入品との競争激化など、厳しい経営環境にある県内中小企業の育成強化を図るため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、中小企業の受注機会の確保を図る。

(2) 内容

毎年7月を「県産品奨励月間」として位置づけ、県産品の使用奨励と需要拡大を図るため、産業界、消費者、行政等が一体となった県産品使用奨励運動を展開している。

4. 平成29年度の実施状況

- 優良県産品認定企業数 48社 (前年度 38社)
優良県産品認定品数 95製品 (前年度 67製品)
- 平成28年度「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に関する実績調べ
 - ・公共工事
受注企業数及び割合 (前年度 1,229件/93.4%)
受注金額及び割合 (前年度 930億1,300万円/84.8%)
 - ・物品等
受注企業数及び割合 (前年度 1,068件/100.0%)
受注金額及び割合 (前年度 2億3,971万円/100.0%)

5. 推進上の留意点

なし

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」について、県内企業へ優先発注する対象を、県発注業務の全般に拡大し、平成30年4月から施行している。

7. 今後の事業展開の方向性

引き続き、関係機関と連携し、改定後の「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」の推進を図っていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

—

【問い合わせ先】 ものづくり振興課 製造産業班
TEL：098-866-2337 FAX：098-866-2447 E-mail：aa055301@pref.okinawa.lg.jp



(3) -30 おきなわ企業魅力発見事業

2. 予算措置状況 平成30年度 34,643千円 (平成29年度 49,908千円)
 ※沖縄振興特別推進交付金

3. 事業の概要

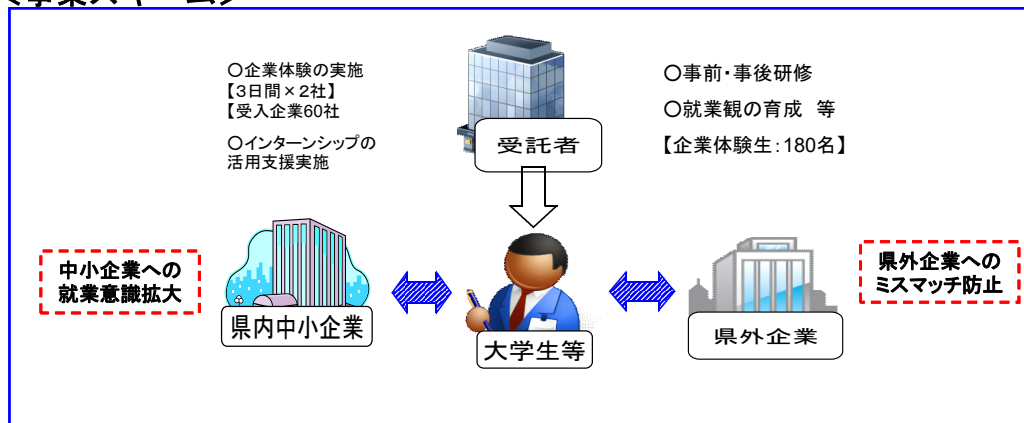
(1) 目的

県内大学生等を対象に、県内中小企業及び県外企業において企業体験等を実施することで幅広い職業観の育成と就業意識の向上を図り、就職のミスマッチや早期離職の防止を図る。

(2) 内容

- ① 大学1～3年生、短大・専門学校生1年生、高等専門学校3～4年生(以下「大学生等」という。)を対象に県内中小企業体験及び事前研修の実施(企業体験生数：120人、受入企業数：60社(1社につき3日間を2社体験))。
- ② 大学生等を対象に県外企業体験及び事前研修の実施(企業体験生数：60人、受入企業数：30社)。
- ③ 県内中小企業でのインターンシップ活用を支援。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

インターンシップ派遣者数 182名
 インターンシップ受入企業数 74社

5. 推進上の留意点

中小企業においては、インターンシップの受入は社会貢献として実施するものの、受入負担の軽減、企業内におけるインターンシップへの理解不足及び効果的な活用等が課題である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

県内中小企業に加え、県外企業へのインターンシップをあわせて実施する。県内外において幅広い職業観の育成と就業意識の向上が期待できる。

7. 今後の事業展開の方向性

県内中小企業に対しては、単なるインターンシップの受入だけではなく、インターンシップを活用し企業内の人材育成等が行われるよう支援していく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 雇用政策課 雇用対策班
 TEL：098-866-2324 FAX：098-866-2349 E-mail：aa059100@pref.okinawa.lg.jp



(3) -31 未来のIT人材創造事業

2. 予算措置状況 平成30年度 調整中 (平成29年度 44,062千円)

3. 事業の概要

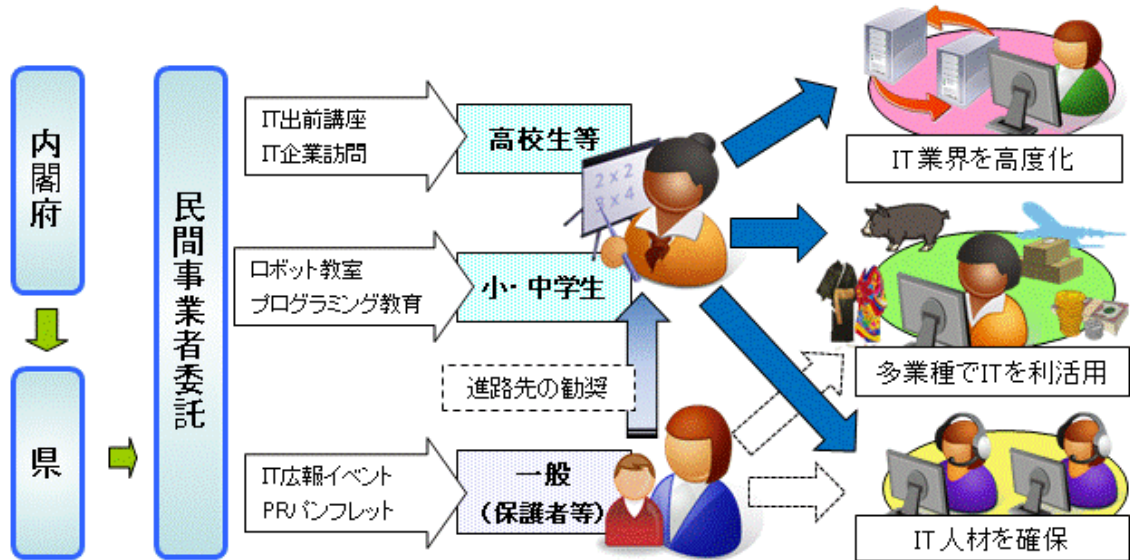
(1) 目的

将来のIT人材を輩出し、安定的に人材を供給することで、県内のIT関連産業を振興し、更なる事業拡大を図るため、小・中・高・大学生等を対象とした幅広い人材の育成・確保やIT業界のPR活動を実施する。

(2) 内容

小中学生向けITジュニア育成、高校生向け沖縄IT出前講座・企業訪問、IT広報イベントなど、幅広いIT関連産業人材の育成・確保に繋がる事業を実施する。

<事業スキーム>



4. 平成29年度の実施状況

	H27	H28	H29
IT津梁まつり (参加者数)	5,420名	5,000名	11,000名
学生向けITイベント (実施回数)	102回	68回	62回

5. 推進上の留意点

沖縄県のIT関連産業の活性化や更なる企業集積に向け、将来のIT人材の供給を促進するため、IT関連産業のPRを幅広く実施する必要がある。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

一般県民のIT業界に対する理解度を高めるため、IT広報イベントの規模を拡大する。

7. 今後の事業展開の方向性

行政、県内企業、学校教育現場などの連携のもと、県全体としてIT関連産業の振興・発展・PRに取り組んでいく体制を整備する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 情報産業振興課 誘致推進班
 TEL: 098-866-2503 FAX: 098-866-2455 E-mail: aa058100@pref.okinawa.lg.jp



(3) -32 中小企業総合支援事業 (中小企業振興会議)

2. 予算措置状況 平成30年度 2,784千円 (平成29年度 4,827千円)

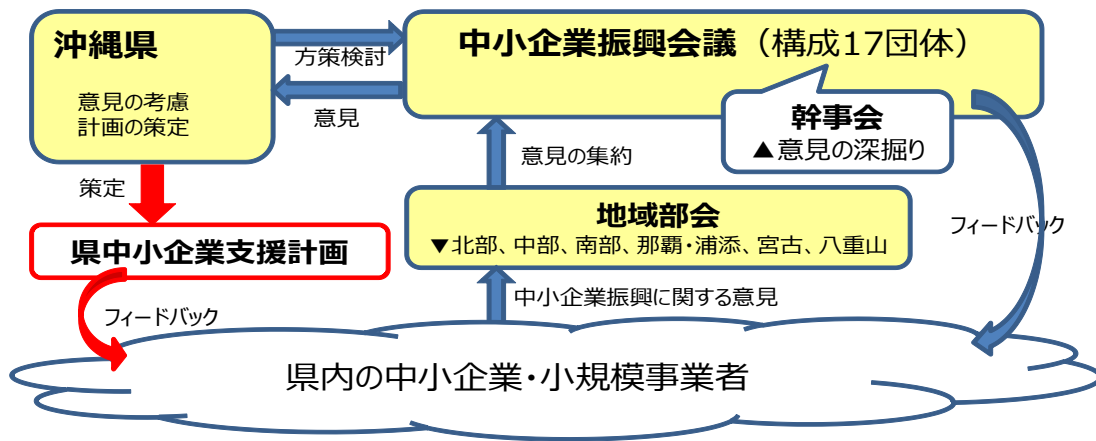
3. 事業の概要

(1) 目的

「沖縄県中小企業の振興に関する条例」に基づき中小企業振興施策を総合的に推進するための事業

(2) 内容

中小企業振興会議を設置し、県の中小企業支援施策に関し意見交換を図る。地域部会を、本島(北部、中部、南部、那覇・浦添)、宮古及び八重山の各地域で実施し、地域の中小企業振興に係る意見交換を図っていく。様々な意見についての方策を検討し、県の中小企業支援施策へ反映させていく。



4. 平成29年度の実施状況

- 第1回中小企業振興会議 (H29.6.7) で、本年度の中小企業支援計画を報告。
- 第2回中小企業振興会議 (H30.2.8) で、幹事会、地域部会で聴取した中小企業施策に係る意見 (総提言数 38件) と県の対応状況について意見交換を実施。
- 地域部会は、意見の集約、及び県の対応状況を踏まえた意見交換を実施するため、各地域部会とも年度中2回実施された。

5. 推進上の留意点

中小企業振興会議にて聴取した意見を考慮し策定されている「中小企業支援計画」を中小企業関係者および中小企業・小規模事業者にも活用されるよう、同計画の周知強化が必要である。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

引き続き、中小企業支援施策に係る意見の聴取と課題の抽出が図られるよう取り組む。

7. 今後の事業展開の方向性

同上

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

中小企業振興基本条例を有する自治体では、支援施策の構築に中小企業からの意見を集約する取り組みがみられる。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 支援班
 TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

**(4) - 1 県融資制度
(短期運転資金、小規模企業対策資金、小口零細企業資金)**

2. 予算措置状況 平成30年度 2,040,000千円 (平成29年度 2,200,000千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

小規模企業者の支援及び産業・観光振興等を図るため、中小企業者・協同組合等を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金(短期資金は運転資金のみ)を融資する。

＜事業スキーム＞

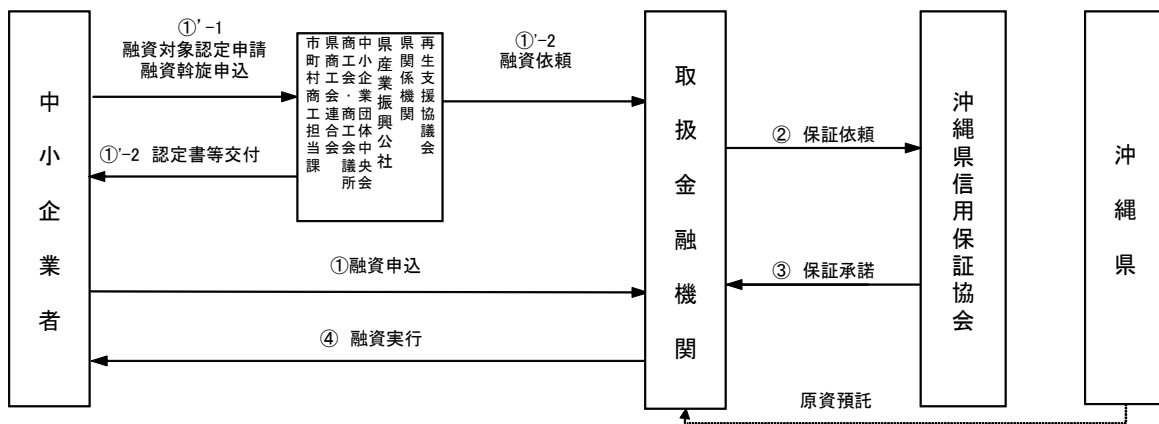


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度		過去3年間				開始年度からの累計	
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		件数 (件)	金額 (千円)
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)		
短期運転資金(S47～)	282	4,034,391	333	4,261,994	340	4,300,579	22,868	105,544,996
小規模企業対策資金(S51～)	45	231,890	75	439,800	130	811,752	13,451	62,678,032
小口零細企業資金(H19～)	94	435,370	112	554,800	69	325,250	1,004	4,150,140
オキナワ型産業振興貸付(H19～)	2	18,000	1	10,000	0	0	14	215,700
企業立地推進貸付(H12～)	0	0	0	0	0	0	5	246,000

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

金利引き下げ(前年度比0.10%～0.30%引き下げ)
小規模企業対策資金(特別小口貸付)、小口零細企業資金の融資限度額拡充
(1,250万円→2,000万円)

7. 今後の事業展開の方向性

引き続き、利便性の向上に向けた見直しを進めていく。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

(4) - 2 県融資制度 (資金繰り日滑化借換資金)

2. 予算措置状況 平成30年度 1,600,000千円 (平成29年度 1,139,962千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の日滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

複数債務の一本化、月々の返済額の軽減等を推進し、中小企業の資金繰りの日滑化を図るため、沖縄県信用保証協会の保証付き融資を借り換えるもので一定の要件に該当するものを対象に、金融機関と協調して運転・設備資金を融資する。

<事業スキーム>

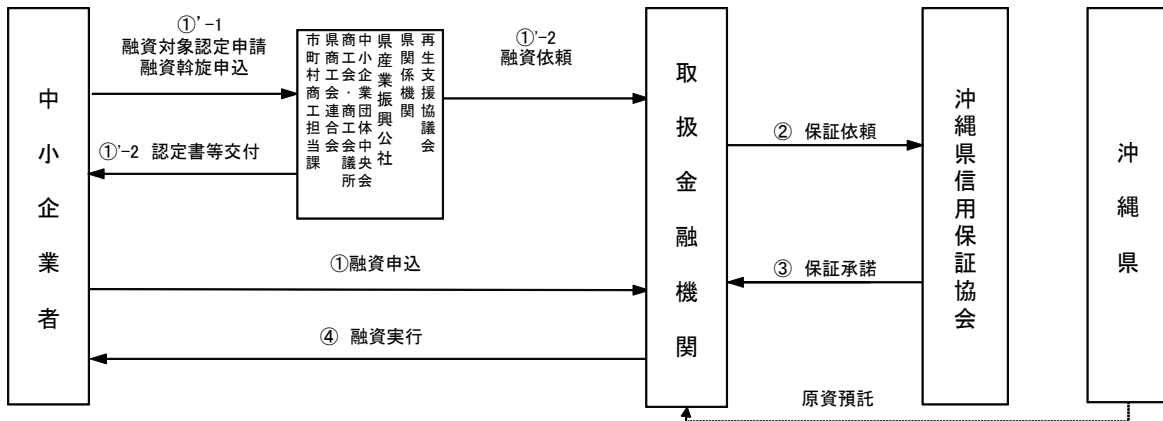


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H25)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数(件)		227	152	280	1,251
金額(千円)		3,655,780	2,245,698	4,853,836	20,885,911

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平30年度における改善点・強化のポイント

融資実績が増加傾向にあるため、現行通り、制度を運用していく。

7. 今後の事業展開の方向性

既存債務の借換は、事業継続のための有効な手段である一方で、経営改善ができず条件変更を繰り返す先に対する支援策の検討が必要と思われる。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

国においては、保証付き債務の条件変更を繰り返す事業者が、認定支援機関と連携した経営改善を行う場合に活用できる特別保証制度を設けている。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(4) - 3 県融資事業（沖縄県信用保証協会に対する補助）

2. 予算措置状況 平成30年度 97,291千円（平成29年度 86,756千円）

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業者の保証料負担を軽減し、県融資制度の手軽な運用を図る。

(2) 内容

信用保証協会の基本保証料率と県制度融資保証料率との差額を補助する。

<事業スキーム>

●保証料が中小企業者の財務状況等を考慮し9区分に分類される資金（最大と最小を記載）

中小企業セーフティネット資金(知事認定災害)	基準保証料	1.90%~0.45%
	県融資保証料	0.00%
産業振興資金(企業立地推進貸付)	基準保証料	1.90%~0.45%
	県融資保証料	0.70%~0.25%
ベンチャー支援資金、雇用創出促進資金、新事業分野進出資金	基準保証料	1.90%~0.45%
	県融資保証料	0.75%~0.35%
小規模企業対策資金(一般貸付)、産業振興資金(オキナワ型産業貸付) 中小企業セーフティネット資金(融資対象1~3)、組織強化育成資金	基準保証料	1.90%~0.45%
	県融資保証料	0.80%~0.40%
短期運転資金(一般貸付)、経営振興資金、資金繰り円滑化借換資金	基準保証料	1.90%~0.45%
	県融資保証料	1.00%~0.45%
小口零細企業資金	基準保証料	2.20%~0.50%
	県融資保証料	1.00%~0.45%

●保証料が一律の資金

資金名	短期運転資金 (売掛債権担保貸付)	小規模企業対策資金 【特別小口貸付】	中小企業セーフティネット資金 (経営安定関連保証4号)	中小企業セーフティネット資金 (経営安定関連保証4号以外)
基準保証料	0.68%	0.90%	0.85%	0.75% or 0.85%
県融資保証料	0.43%	0.60%	0.00%	0.55%
資金名	組織強化育成資金 (セーフティネット貸付)	中小企業再生支援資金	資金繰り円滑化借換資金 (経営安定関連保証)	創業者支援資金
基準保証料	0.75%	0.80% or 1.00%	0.75%	0.65% or 0.85%
県融資保証料	0.60%	0.50% or 0.70%	0.60%	0.60%

4. 平成29年度の実施状況

信用保証協会に対し 75,018千円の保証料補助を実施。

5. 推進上の留意点

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

平成28年4月・10月、平成29年4月に保証料補助率を拡充しており、平成30年度も保証料補助率を維持することで、事業者の負担軽減を図る。

7. 今後の事業展開の方向性

中小企業者に対する手軽な資金供給のために、引き続き事業者負担の軽減を図る。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



(5) - 1 県融資制度 (中小企業セーフティネット資金)

2. 予算措置状況 平成30年度 224,000千円 (平成29年度 280,000千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている中小企業者を支援するため、業況の悪化、取引先の倒産等により資金繰りが厳しくなっている中小企業者等を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金(一部対象は運転資金のみ)を融資する。

<事業スキーム>

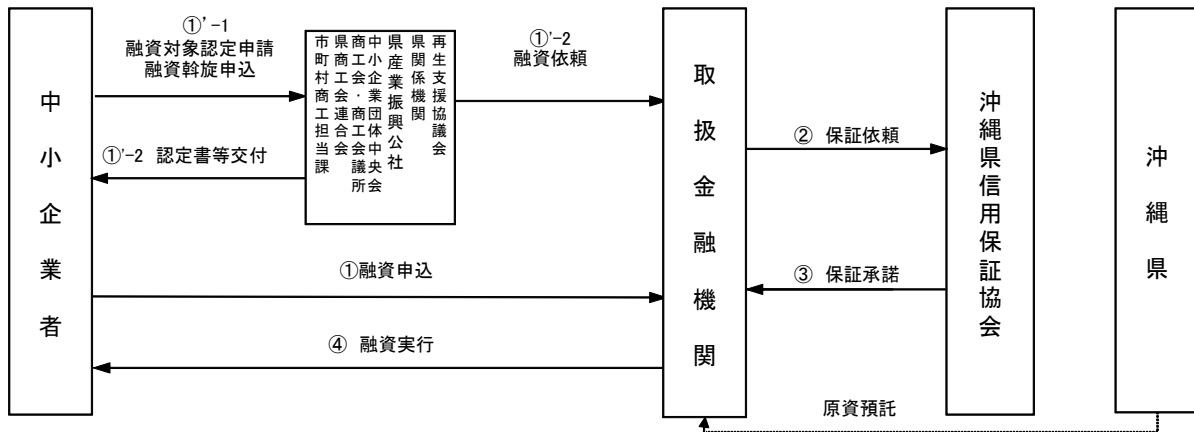


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H15)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数(件)		10	10	11	682
金額(千円)		122,200	158,500	136,900	6,748,350

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

金利引き下げ

(知事認定災害1.10%→0.90% SN4号災害1.00%→0.80% その他1.80%→1.60%)

7. 今後の事業展開の方向性

現在は当該資金の利用実績が一段落しているが、不測の事態に備えるため、引き続き必要な融資枠の確保に努めるとともに、災害時のセーフティネットの強化を図る。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

当該資金は、国の「セーフティネット保証」の適用要件を満たす事業者が多く活用している。国の要件を満たさない場合の支援策につき、随時制度の見直しを行う。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

(5) - 2 県融資制度 (中小企業再生支援資金)

2. 予算措置状況 平成30年度 240,000千円 (平成29年度 298,280千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

中小企業の再生を図るため、沖縄県中小企業再生支援協議会等の支援を受け再生計画を策定した中小企業者、協同組合等を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金(借換も可)を融資する。

<事業スキーム>

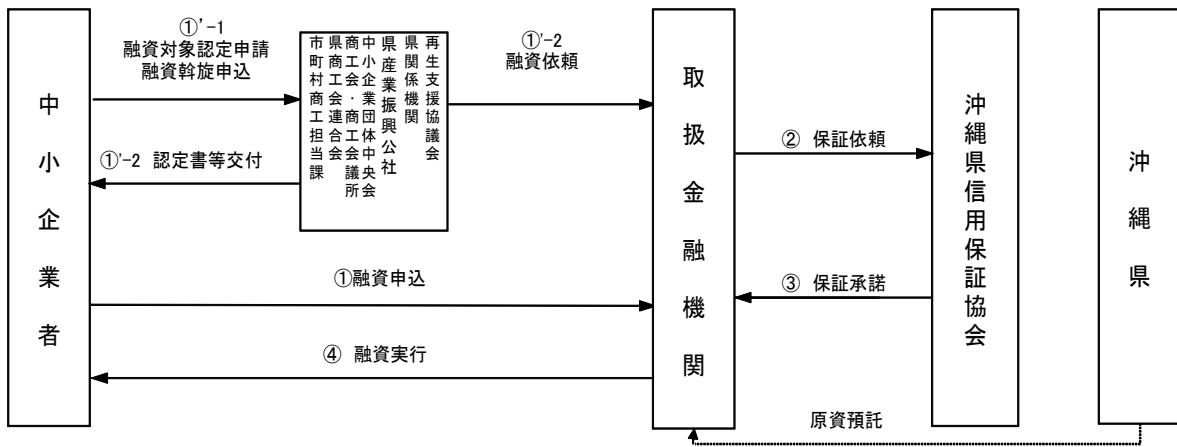


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H17)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数(件)		21	36	21	116
金額(千円)		741,999	1,378,170	755,236	4,291,205

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

現行通り、制度を運用していく。

7. 今後の事業展開の方向性

当該資金は、国の特別保証(経営改善サポート保証)を活用しており、保証料率の軽減や借換を可能とするなど事業者にとってのメリットも大きい。事業者の負担軽減に加え融資実行後のモニタリングも実施。今後も継続して運用する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
TEL: 098-866-2343 FAX: 098-861-4661 E-mail: aa052108@pref.okinawa.lg

(5) - 3 県融資制度（新事業分野進出資金）

2. 予算措置状況 平成30年度 80,000千円 （平成29年度 80,000千円）

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

中小企業の事業転換及び多角化を図るため、事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金を融資する。

<事業スキーム>

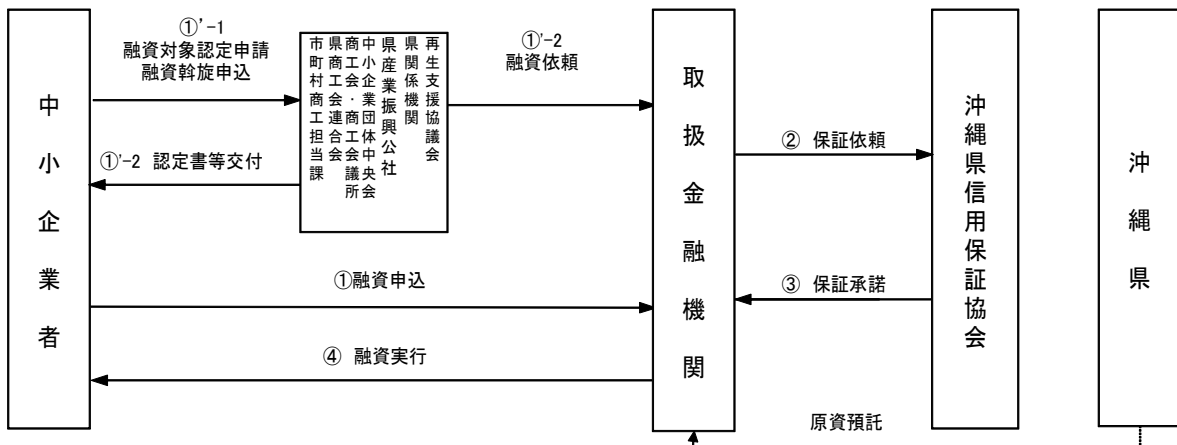


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成29年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H20)からの累計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
件数(件)		3	7	9	69
金額(千円)		11,500	102,800	135,770	832,990

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成30年度における改善点・強化のポイント

金利引き下げ（1.70%→1.50%）

7. 今後の事業展開の方向性

当該資金及び利子補給制度の周知に努め、利用促進を図りたい。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

平成26年6月から施行された小規模企業振興基本法において、第二創業の促進が基本的施策として掲げられている。当該資金は、新事業分野への進出又は多角化に取り組む事業者に対し、低利での融資を行うものであり、同法の主旨に沿った施策展開が可能となる。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県中小企業の振興に関する条例
(平成20年沖縄県条例第18号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
第2章 基本方針(第6条)
第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置(第7条-第13条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
(2) 経営の革新 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
(3) 経営資源 中小企業基本法第2条第4項に規定する資源をいう。
(4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
(5) 産学行政の連携 事業者(経済団体を含む。第11条において同じ。)、大学等(大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関をいう。第11条において同じ。)又は国(独立行政法人及び政府関係金融機関を含む。第11条において同じ。)、県若しくは市町村が相互に密接な連携を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するものであることにかんがみ、その振興については、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること及び中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(中小企業者及び中小企業関連団体の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に活動する団体(次項において「中小企業関連団体」という。)は、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者及び中小企業関連団体は、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

第2章 基本方針

第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新の促進を図ること。
(2) 中小企業の創業の促進を図ること。
(3) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。

(4) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。

(5) 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。

第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置

(中小企業者その他の関係者の意見の反映)

第7条 知事は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、当該施策について意見を述べる機会を付与するとともに、中小企業者その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により意見が述べられた場合にあつては、当該意見(次項において「提出意見」という。)を十分に考慮して、中小企業の振興に関する施策を策定しなければならない。

3 知事は、中小企業の振興に関する施策を策定した場合には、遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 当該施策を講ずることとする理由又は目的及び当該施策の内容

(2) 提出意見(提出意見がなかった場合にあつては、その旨)

(3) 提出意見を考慮した結果及びその理由

4 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。

(基本方針を踏まえた支援計画の策定等)

第8条 知事は、中小企業支援法第4条第1項に規定する中小企業支援事業の実施に関する計画(以下「支援計画」という。)を定めるに当たっては、同条第2項の規定によるほか、第6条の基本方針を踏まえるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、支援計画を定める場合について準用する。

3 知事は、支援計画を定めた場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。(支援計画に定めた事業の実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年、支援計画に定めた事業の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。この場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

(施策実施上の配慮)

第10条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について十分に配慮し、独立した中小企業者の自主的な努力を阻害することのないようにしなければならない。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業の事業活動が離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮し、中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与することとなるよう努めなければならない。

3 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、融資その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

(産学行政の連携の確保)

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が適切に実施されるよう、必要に応じ、事業者、大学等又は国若しくは市町村に対し、産学行政の連携について必要な協力を求めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第13条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。